旧北上川河口部

球磨川（令和２年７月豪雨）

多摩川（秋川）

河川事業概要

2021

Contents

Ⅰ　我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本 ——— 3
都市化により高まる水害リスク ——— 4
気候変動により高まる水害リスク ——— 5
最近の災害事例 ——— 6

Ⅱ　河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進 ——— 9
治水対策の考え方 ——— 10
戦略的維持管理・更新 ——— 11
防災情報の収集・提供 ——— 13

Ⅲ　施策の紹介

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 ——— 14
令和2年7月豪雨を踏まえた対応 ——— 15
河川行政の転換と取組 ——— 16
利水ダム等の事前放流の推進 ——— 17
高台まちづくり（高規格堤防等）の推進 ——— 18
100mm/h 安心プラン ——— 19
河川防災ステーションの整備 ——— 20
河川行政の転換と取組 ——— 21
防災情報の提供と活用 ——— 22
TEC-FORCEの活動 ——— 28
河川協力団体 ——— 30
水防団の活動 ——— 31
多自然川づくり ——— 32
生態系ネットワークの形成 ——— 33
水環境の改善と水質調査 ——— 33
河川水辺の国勢調査 ——— 33
「かわまちづくり」支援制度 ——— 34
河川敷地占用許可準則の緩和措置 ——— 35
ミズベリング・プロジェクト ——— 36
「子どもの水辺」再発見プロジェクト ——— 37
水辺の楽校プロジェクト ——— 37
水源地域ビジョン ——— 38
インフラツーリズム ——— 39
小水力発電の導入促進 ——— 41
東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画 ——— 42

Ⅳ　事業の紹介

事業の体系図 —— 43
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[河道改修] —— 44
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[洪水調節施設の整備] —— 46
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[構造物の改築] —— 47
流域一体となった治水対策 —— 48
土地利用状況を考慮した治水対策 —— 50
再度災害防止対策 —— 51
高潮対策 —— 53
地震・津波対策 —— 53
自然環境の保全・復元 —— 54
流水の正常な機能の維持 —— 55
水環境の改善 —— 56
地域の取組と一体となった水辺空間の形成 —— 56
戦略的維持管理・更新 —— 57
機能の回復又は向上 —— 58
地域主導の川づくり —— 59
税制 —— 60

Ⅴ　事業効果

被害防止・軽減効果 —— 61
経済効果 —— 66

Ⅵ　その他

日本の河川概要 —— 69
川のことば・基礎知識 —— 70
法改正の経緯 —— 72
河川イベント情報 —— 74

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本

水害リスクの状況

- わが国の多くの都市は、地盤沈下や天井川の形成などで海や河川の水位より低い土地に形成されている場合が多く、河川から水が溢れたり堤防が決壊したりすると大きな被害が生じることになります。
- わが国は、人が住むことができる土地の面積が狭いため、水害のおそれがある地域には住まないという選択肢は現実的ではありません。人が住むことができる土地をより安全な土地にする治水対策が必要です。

東京： 隅田川、荒川、江戸川

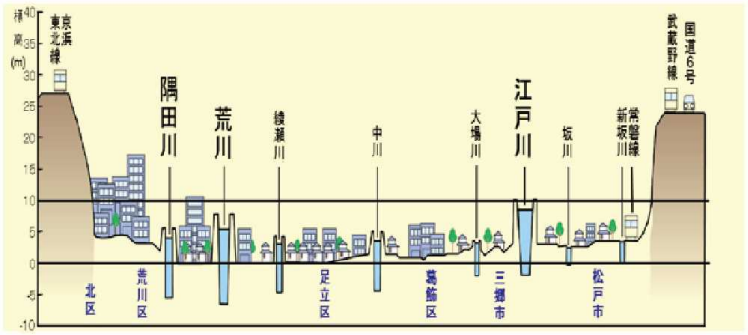

東 京

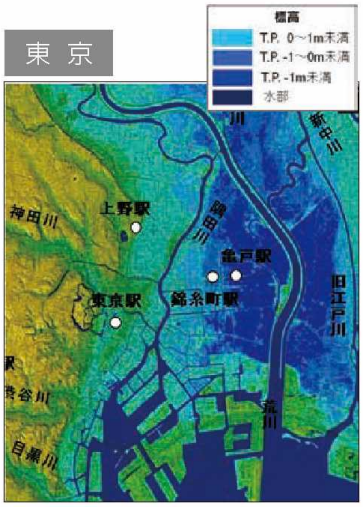

ロンドン： テムズ川

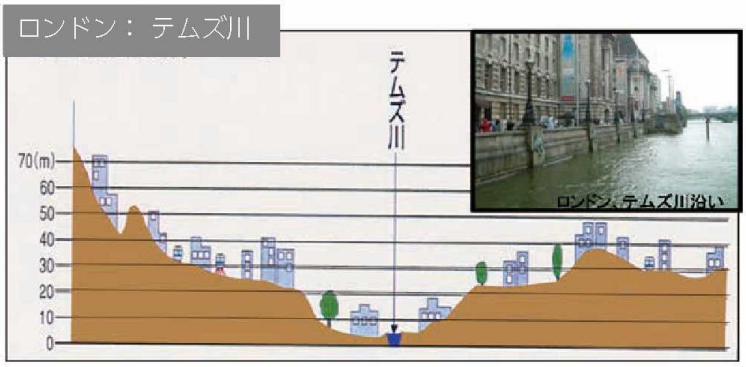

過去10 年間に約97%以上の市町村で水害・土砂災害が発生しました。
平成20年～平成29 年　水害・土砂災害の発生状況です。

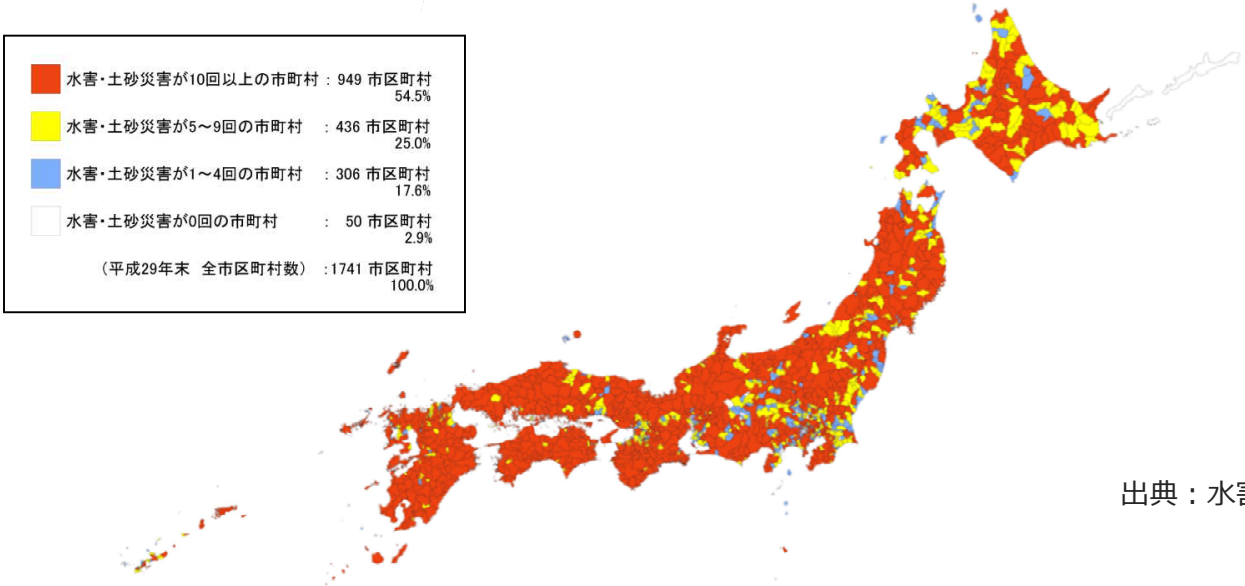

出典：水害統計

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

都市化により高まる水害リスク

都市化による水害リスク

- 都市化が進み、流域の多くが市街化し、自然遊水地が減少したことにより、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになるため、雨が降った際の河川の水位上昇が急激になっています。
- また、地下空間の利用が進んでいる大都市の駅前周辺等では、地下施設への浸水被害が生じるなど、水害リスクが高まっています。

開発前後の変化のイメージ

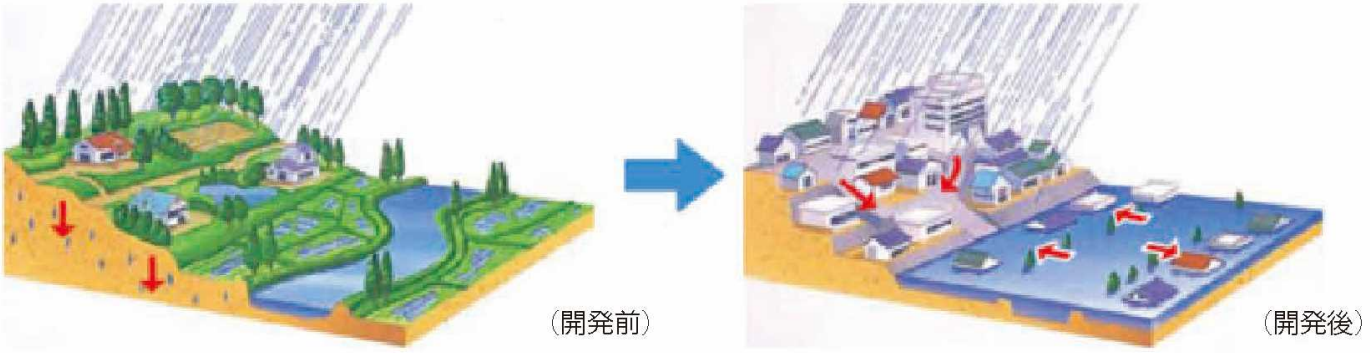

地下施設への浸水

地下空間の高度利用化により、地下街等の新たな被害形態が発生しています。

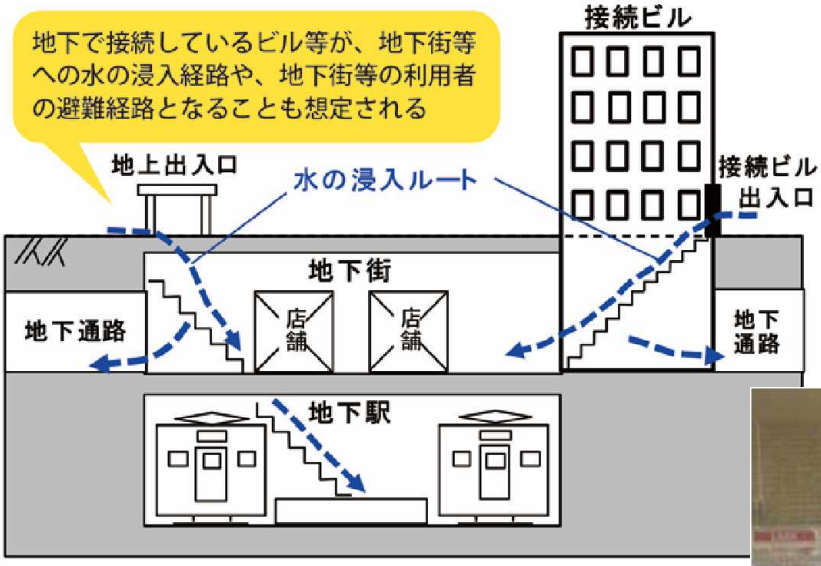

地下街の浸水状況　H15.7 福岡水害（博多（はかた）駅）

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

気候変動により高まる水害リスク

気象変動の状況

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度や降水量などが増大することが予測されており、大規模な水災害が発生する懸念が高まります。

■ 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加（約30年前の約1.4倍）しています。

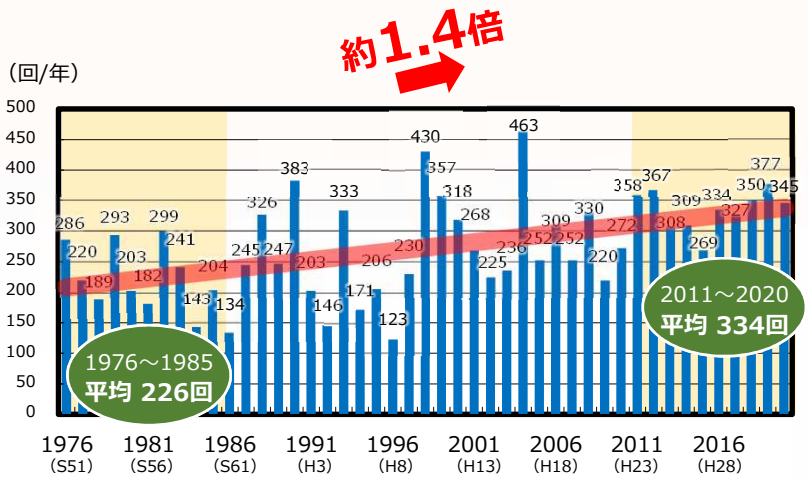

1時間降水量50mm以上の年間発生回数
（アメダス1,300地点あたり）

■ 気候変動により外力の増加が懸念されます。

- 21世紀末までに、世界平均気温が0.3～4.8℃上昇、世界平均海面水位は0.26～0.82m上昇する可能性が高い。
（4種類のRCPシナリオによる予測）
- 21世紀末までに、ほとんどの地域で極端な高温が増加することがほぼ確実。また、中緯度の陸域のほとんどで極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高い。
- 排出された二酸化炭素の一部は海洋に吸収され、海洋酸性化が進行。

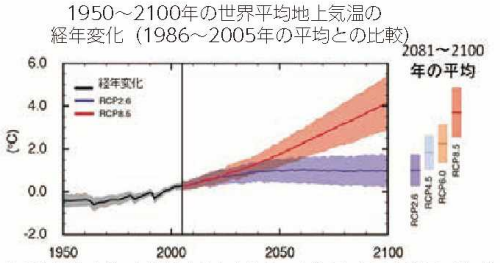

（IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書を基に水管理・国土保全局が作成）

■ 全国の一級河川においては、現在気候と比べ将来気候（SRES A1Bシナリオ）において年最大流域平均雨量が約1.1～1.3倍（※1）になることが予測されます。

計画降雨継続時間での降雨量倍率の予測結果

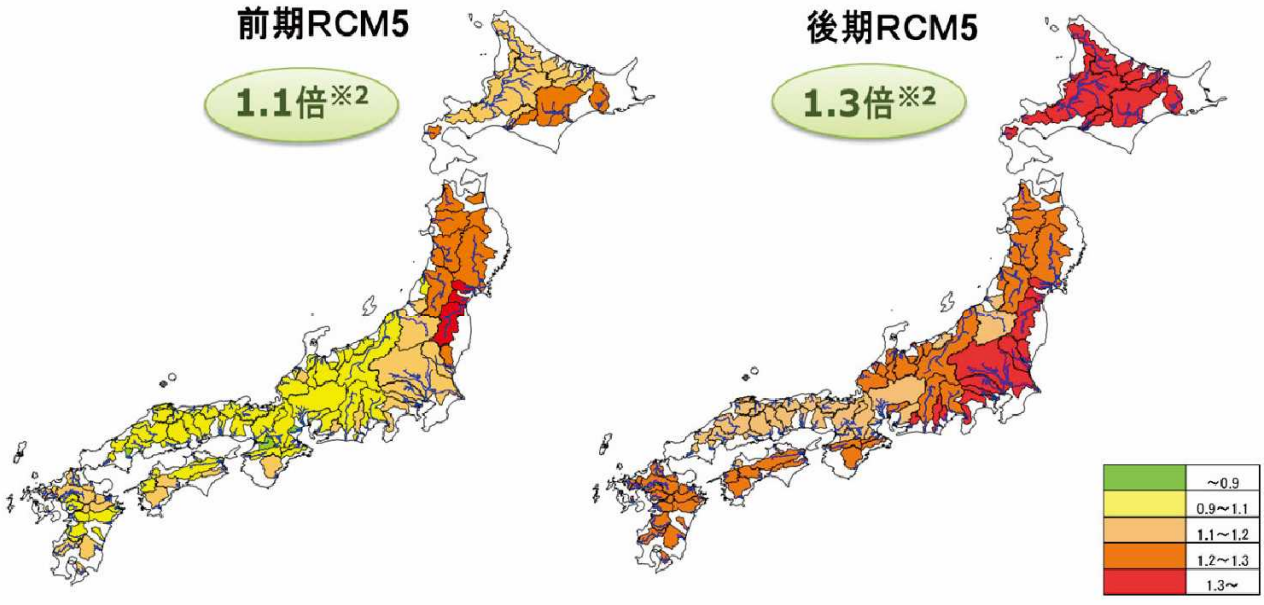

※1：SRES A1Bシナリオを適用した4つの気候モデルについて、現在（前期RCM5は1990～1999、後期RCM5は1979～2003）、将来（前期RCM5は2086～2095、後期RCM5は2075～2099）の予測値（中位値）の幅を示したもの
※2：全国1級水系の中央値

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

最近の災害事例

災害発生日：7月3日～7月31日
主な被災地：熊本県等

令和2年7月豪雨（水害）

令和2年7月、梅雨前線が西日本から東日本の広い範囲に停滞し、その活動が活発となりました。
7日から8日にかけて記録的な大雨となり、熊本県及び鹿児島県等の7県に大雨特別警報が発表されました。
26日から29日にかけては東北地方を中心に大雨となりました。

災害の概要

- 7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000mmを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えました。
- 国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生しました。 全国で約13,000haが浸水、多数の道路や鉄道が被災しました。 ※1
- 今回の豪雨により、死者・行方不明86名、住家被害約16,600棟など極めて甚大な被害が発生しました。 ※2
- 住宅や道路等のインフラへ被害に伴い、多数の避難者や集落の孤立が発生しました。 ※3

※1 国土交通省「令和２年７月豪雨による被害状況等について（第50報）」（令和2年10月1日）
※2 内閣府「令和２年７月豪雨による被害状況等について」（令和3年1月7日）
※3 最大時で避難者約11,000人、孤立世帯約4,000世帯

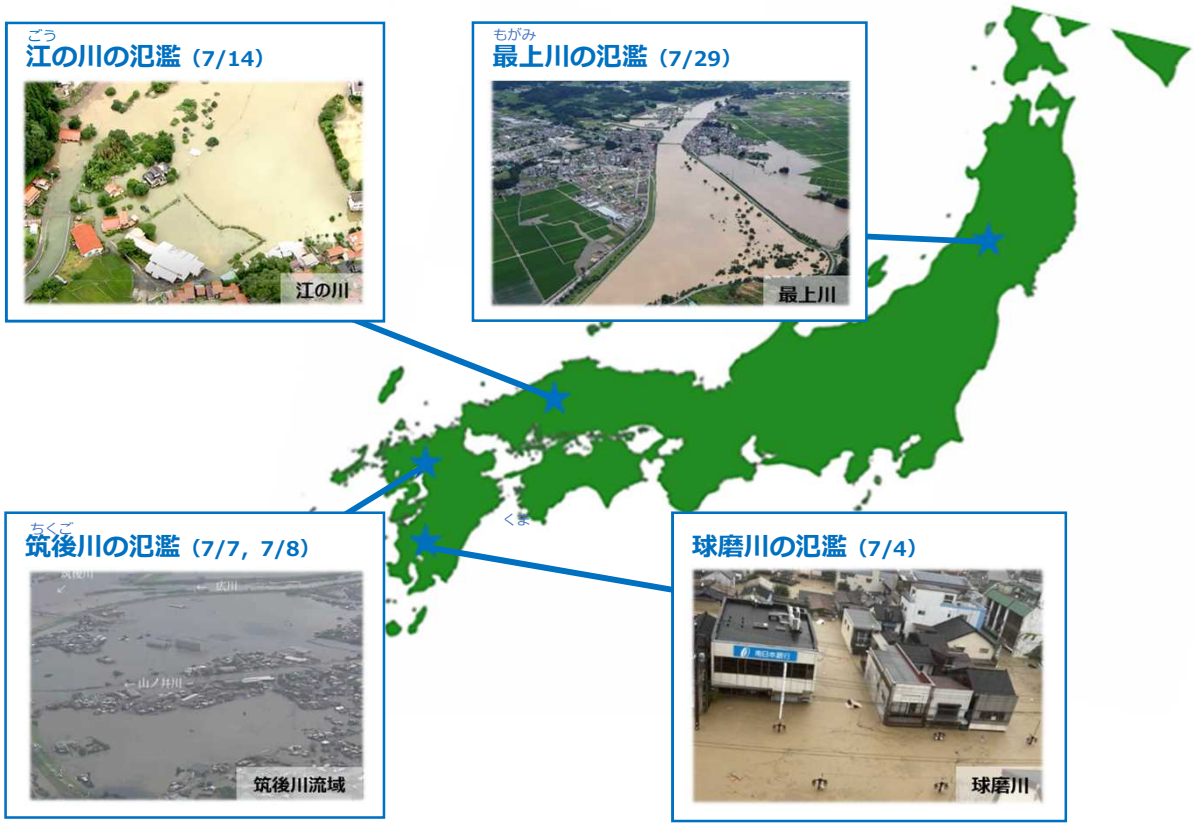

大雨特別警報の発表状況

7/4	4:50	熊本県、鹿児島県に大雨特別警報を発表
	11:50	大雨特別警報の全てを警報に切替
7/6	16:30	福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報を発表
7/7	11:40	大雨特別警報の全てを警報に切替
7/8	6:40	岐阜県に大雨特別警報を発表
	6:43	長野県に大雨特別警報を発表
	11:40	大雨特別警報を警報に切替

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

最近の災害事例

災害発生日：7月3日～7月31日
主な被災地：熊本県等

令和2年7月豪雨（土砂災害）

災害の概要

・37府県で961件の土砂災害が発生。なお、このうち５県において50件以上の土砂災害が発生しました。
・記録に残る主な自然災害の中で、土砂災害の発生が確認された都道府県の数は最も多く、発生件数においても３番目であり、過去最大クラスの広域災害でした。
・甚大な被害を受けた一方で、砂防関係施設が効果を発揮し、人家等を保全した事例も確認されました。

土砂災害発生件数
961件

土石流等 ：178件
地すべり ： 74件
がけ崩れ ：709件

【被害状況】
人的被害：死　　者　16名
家屋被害：全　　壊　37戸
　　半　　壊　27戸
　　一部損壊 161戸

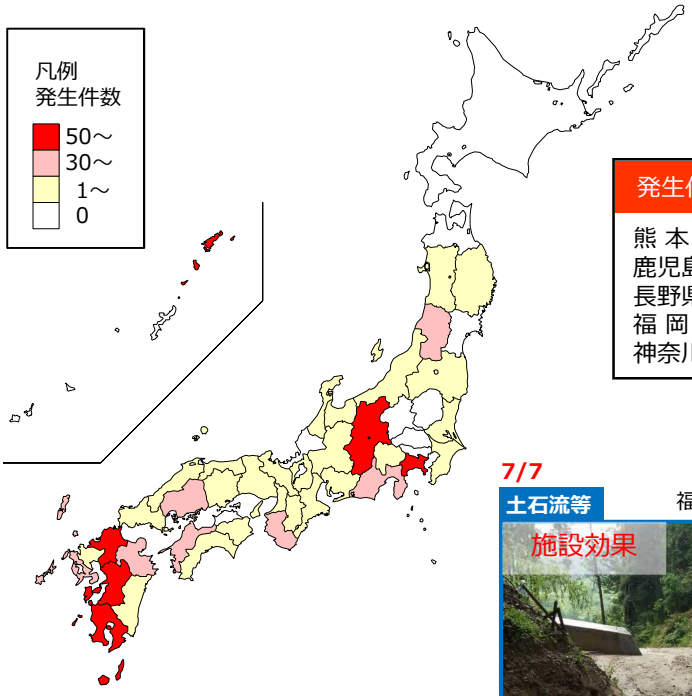

発生件数上位５県	
熊 本 県	226件
鹿児島県	76件
長野県	73件
福 岡 県	62件
神奈川県	61件

7/4
土石流等
熊本県葦北郡津奈木町福浜（あしきた つなぎ ふくはま）

7/8
地すべり
長崎県佐世保市小川内町（させぼ おがわち）

7/12
土石流等
長野県下伊那郡天竜村足瀬（しもいな てんりゅう あしぜ）

7/7
土石流等
福岡県朝倉市杷木松末（あさくら はきますえ）

7/8
土石流等
岐阜県高山市岩井町眠木（たかやま いわい ねむき）

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

最近の災害事例

災害発生日：9月5日～9月7日
主な被災地：鹿児島県等

令和2年台風第10号

台風第10号は、9月5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近し、九州を中心に暴風、大雨、高波、高潮をもたらしました。
この暴風や大雨の影響で人的被害が発生しました。
また、飛来物や倒木による高圧線の断線等により、九州を中心に広い範囲で停電等が発生しました。

災害の概要

- 長崎県野母崎（のもざき）で最大風速44.2m/ｓ、最大瞬間風速59.4m/ｓとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風または非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となりました。
- 宮崎県神門（みかど）で4日から7日までの総降水量が599.0mmとなり、宮崎県の4地点で24時間降水量が400mmを超えたほか、台風の中心から離れた西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200mmを超える大雨となりました。
- 大型で非常に強い台風と予想されたが、日本に近づくに従い予想より勢力がおちたため、特別警戒の発表は見送られました。
- この台風による主な被害は、死者・行方不明6名、家屋被害、全壊・半壊39戸等となりました。（令和2年11月13日　消防庁　第15報）

台風第10号の進路位置図

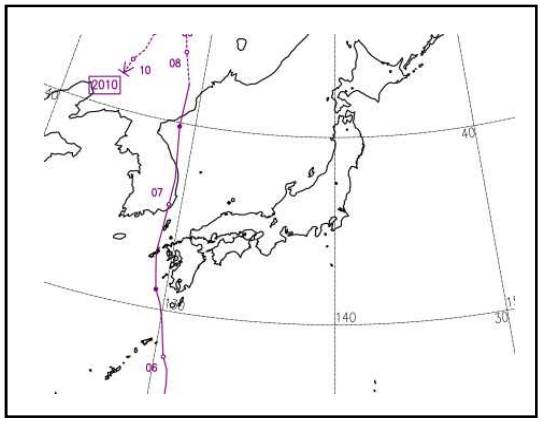

最大瞬間風速の分布図（気象庁資料より抜粋）

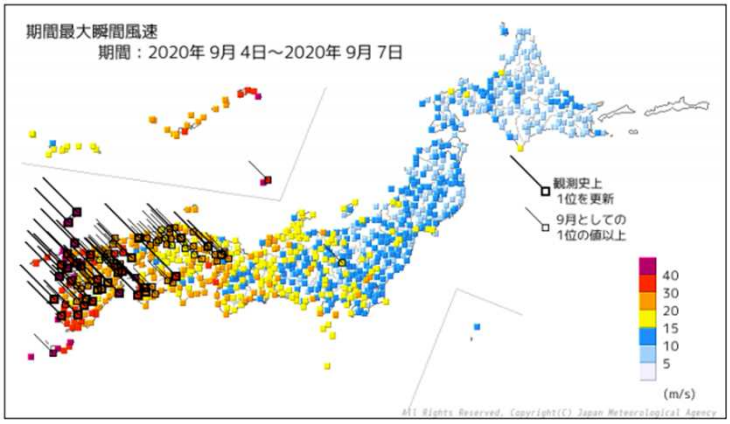

水管理・国土保全局と気象庁による合同記者会見

宮崎県椎葉（しいば）村で土砂災害が発生

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進

気候変動のスピードに対応した水災害対策

施策の概要

整備を超えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の水災害対策への転換が必要です。

課題

・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、従来の管理者主体のハード整備だけでは安全度を向上させていくことは容易ではない。

・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応 1st

・「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進

・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速

今世紀末時点での降雨量の変化倍率
（２℃上昇※ケース）

＜暫定値＞

北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15
その他12地域	1.1

※パリ協定
（気候変動に関する国際的枠組み）における将来の気温上昇を２℃以下に抑えるという目標を前提とした場合の算定結果

対応 2nd

計画や基準等を
「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、
「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したもの」へ

気候変動による河川の流量増大の反映イメージ

気候変動の影響を受ける現象	施設整備の対象外力等の見直し
大雨の発生頻度や強度の増加	・河川整備の目標流量 ・下水道の計画雨水量 ・砂防計画で扱う土砂量　等
海面水位の上昇	・海岸保全等の目標とする潮位 ・港湾の施設の設計潮位　等
台風等の強大化	
無降水日数の増加	・水資源開発施設(ダム等)が供給できる水量
積雪量の減少　等	

気候変動の影響により見直し対象となる対象外力の例

気候変動による影響を反映した計画や基準に則り、
流域治水をはじめ、ハード・ソフト一体となった抜本的な対策に着手

気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害対策の方向性

施策の概要

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指します。

これまでの対策
施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築。洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ。

変化

気候変動の影響（水災害の激甚化・頻発化）	社会の動向（人口減少や少子高齢化）	技術革新（デジタル化・スマート化等）
従来の水災害対策では、安全度の早期向上に限界 ⇒**整備の加速、対策手法の充実**	「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成による地域活力の維持 ⇒ **水災害に強い安全・安心なまちづくり**	5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の著しい進展 ⇒ **これら技術を避難行動の支援や防災施策へスピーディーに活用**

方向性

強靭性	包摂性	持続可能性
甚大な被害の回避、早期復旧・復興までを見据えた事前の備え	あらゆる主体が協力した取組	将来にわたり継続的に取り組み、社会や経済を発展させる

今後の対策

気候変動を踏まえた計画や基準等の見直し

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」の推進
➡「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災対策の加速

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

治水対策の考え方

洪水氾濫を未然に防ぐ対策

比較的発生頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して堤防を安全な構造とするための堤防整備します。
- 洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施しています。

堤防整備
堤防をつくり水の流れる断面を大きくする

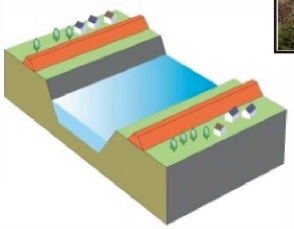

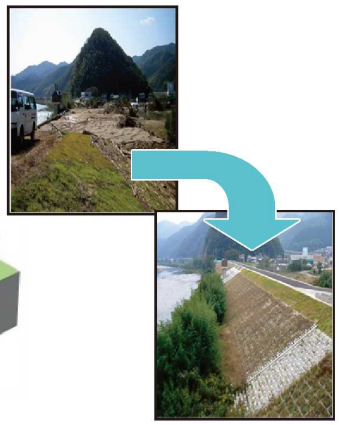

洪水等による堤防への浸透・侵食作用に対して、安全な構造とする

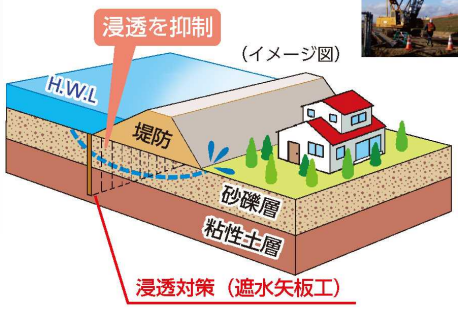

洪水調節施設（遊水地、ダム）
遊水地、ダムで水を一時貯め、洪水時の河川の水位を下げる

遊水地

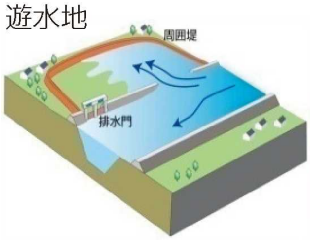

ダム

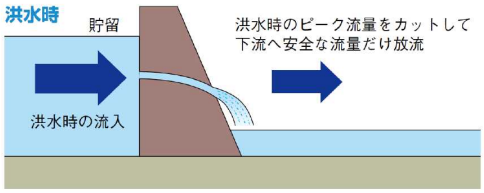

引堤
川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる

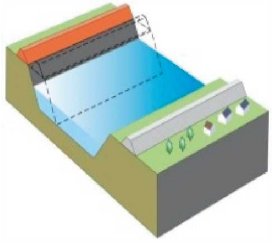

河道掘削
河川を掘削して水の流れる断面を大きくして水位を下げる

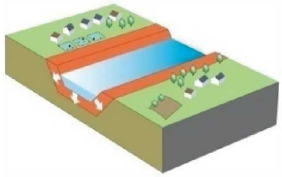

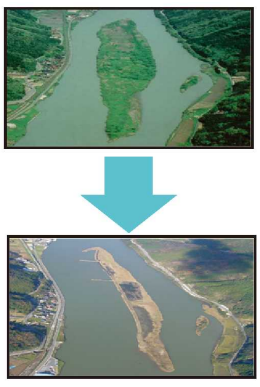

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

戦略的維持管理・更新

中長期的視点に立った維持管理計画

維持管理は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、そのためには、点検・診断結果やこれらの評価結果を踏まえ、施設の長寿命化計画等の維持管理に係る中長期的な計画の策定や見直しを推進し、当該計画に基づき維持管理対策を実施します。

メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・評価の結果に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に必要な対策を実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用します。

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

戦略的維持管理・更新

予防保全型の維持管理への転換

維持管理コストの最小化に向け、長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を進めています。

予防保全型維持管理

状態監視
・施設点検
・施設操作時の動作値
→ 状態・傾向を把握

↓

適切な時期に修繕・更新を実施

↓

致命的な不具合を防止

↓

施設の延命化

【水門等（扉体）】
点検メニュー
・ローラの回転状況
・塗装の状態
・給油脂　　等

塗　装
塗替え

【排水機場（ポンプ）】
点検メニュー
・振動
・発錆状況
・摩耗　　等

ポンプ
更　新

長寿命化対策と高度化・効率化の推進

河川管理施設について、耐久性のある部材を適用する等の長寿命化対策と合わせ、無動力化や遠隔監視・操作化を推進し、トータルコストの縮減や管理の高度化・効率化に取り組んでいます。

老朽化により機能低下した樋門ゲートの更新と合わせ、ゲート材質や開閉機構を変更

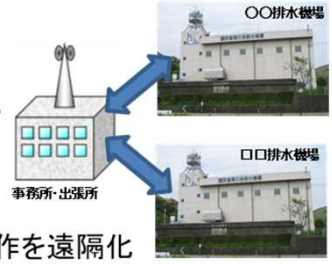

排水機場等の状態監視や操作を遠隔化

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

防災情報の収集・提供

常時（24時間・365日）観測されている河川情報（雨量、水位、カメラ画像等）を収集、加工・編集し、インターネットサイト「川の防災情報」として、住民、市町村、河川管理者等に提供します。

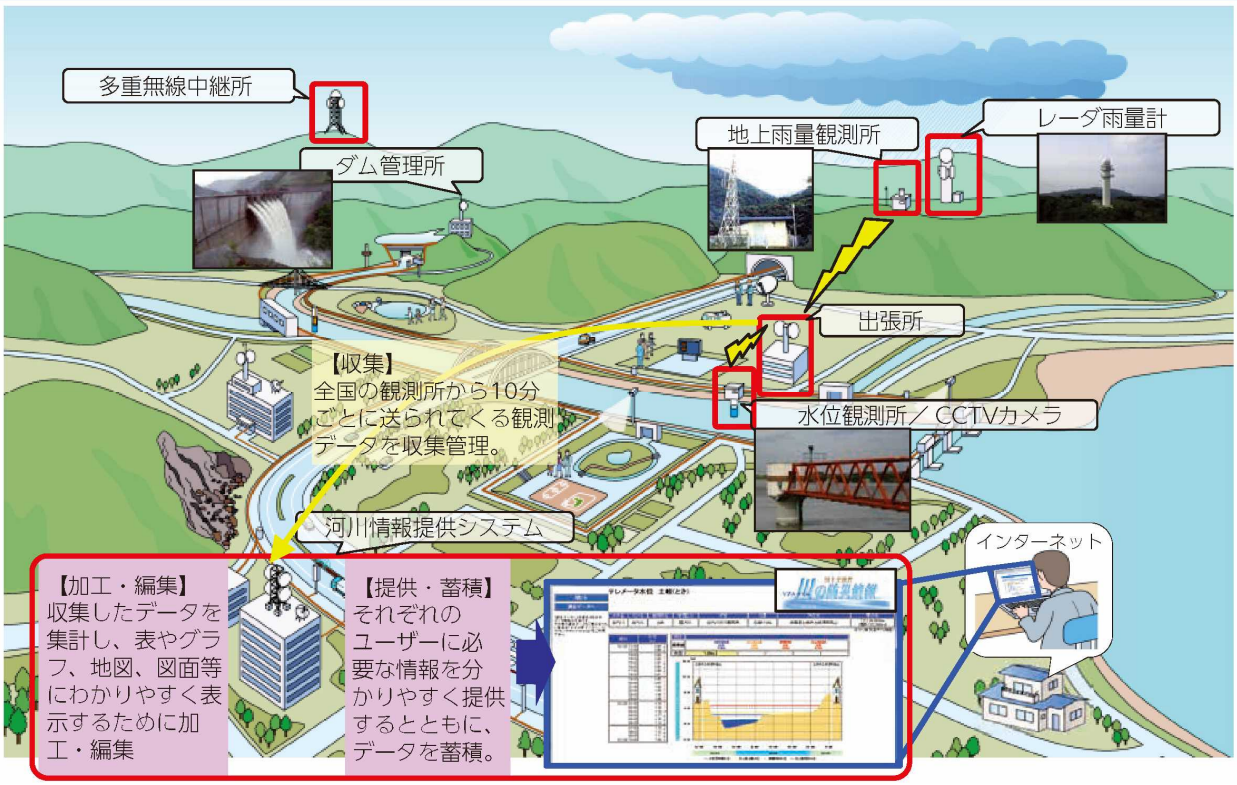

大規模な氾濫が発生した際には、昼夜問わず悪天候下においても浸水域を把握できる合成開口レーダ（SAR）等を搭載した人工衛星「だいち２号」等を活用して、浸水域を広域的に把握します。

衛星に搭載したSARからの、1度のレーダ照射により、浸水域を広域的に観測します。

茨城県ひたちなか市、水戸（みと）市、大洗町（おおあらい）周辺の浸水状況を把握します。
（令和元年10月14日12時）

Ⅲ 施策の紹介

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進

施策の概要

- 気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、抜本的な治水対策として、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進します。
- 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、水田、校庭、民間施設、国有地等の機能連携を進めるなど、府省庁・官民が連携したあらゆる対策の充実を図ります。

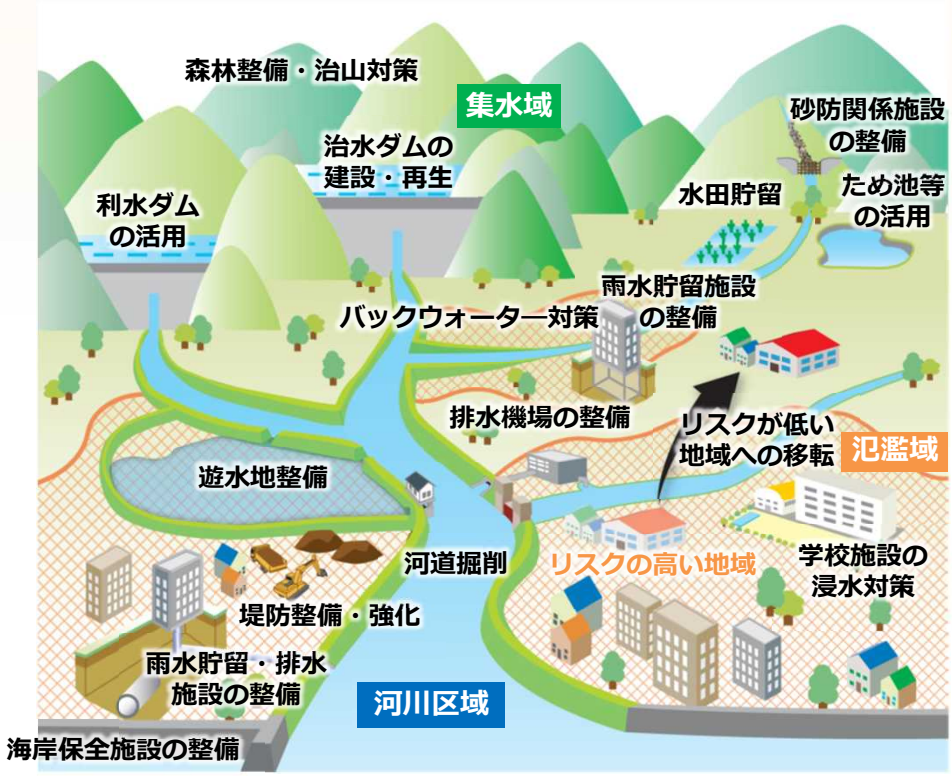

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川堤防や遊水地等の整備
- 雨水貯留浸透・排水施設の整備
- 海岸保全施設の整備
- 利水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- 森林整備、治山対策
- 未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備 など
- 治水ダムの建設・再生
- 砂防関係施設の整備
- 利水ダム等の事前放流
- 水田の貯留機能の向上
- 民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備

■被害対象を減少させるための対策

- 高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）
- リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導　など

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- 要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策
- 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- 学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持　など

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

Ⅲ 施策の紹介

令和２年７月豪雨等を踏まえた対応

施策の概要

- 令和２年７月豪雨で、特に甚大な被害の発生した最上川（もがみ）、球磨（くま）川において、再度災害防止のための「緊急治水対策プロジェクト」に着手します。
- 本プロジェクトでは、河道掘削、遊水池、堤防整備等を実施する他、国、県、市町村等が連携し、雪対策と連携した住居の高床化への支援、まちづくりと連携した高台への居住誘導などの対策を組み合わせた対策を進めます。

①最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト

【河川】　事業内容　：河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水池改良　等
　　全体事業費　：約656億円
　　事業期間　：令和２年度～令和11年度

最上川の浸水状況
（おおいしだまち）
（山形県大石田町）

最上川の浸水状況
（かほくちょう）
（山形県河北町）

位置図

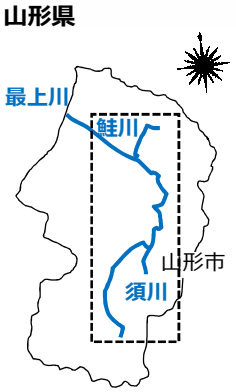

②球磨川水系緊急治水対策プロジェクト

【河川】　事業内容　：河道掘削、堤防整備、輪中堤・宅地かさ上げ、遊水池　等
　　全体事業費　：約1,540億円
　　事業期間　：令和２年度～令和11年度

【ダム】　事業内容　：新たな流水型ダム、市房ダム再開発
　　調査・検討に令和３年度から本格着手

球磨川右岸における家屋倒壊状況
（くまむら）
（熊本県球磨村）

球磨川堤防の破傷状況
（ひとよし）
（熊本県人吉市）

位置図

Ⅲ 施策の紹介

河川行政の転換と取組

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策

施策の概要

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（26対策）
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（12対策）
- 国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（15対策）を柱として、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講じます。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策

■流域治水対策（河川・砂防・海岸・下水道）
気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化。

堤防整備

ダム建設・ダム再生

砂防関係施設整備

大規模地下貯留施設

既存ダムの治水活用

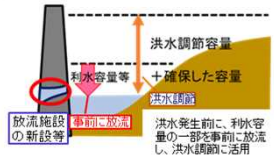

事前放流のイメージ

ハード・ソフト一体となった対策を推進

海岸保全施設整備

■下水道施設の地震対策
大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、下水道管路や下水処理場等の耐震化を実施。

処理場の耐震化（躯体補強）

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

■河川・ダム・砂防・海岸・下水道施設の老朽化・長寿命化等対策
早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図る。

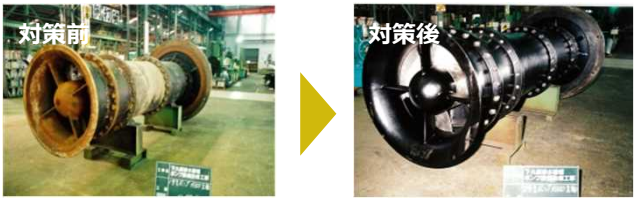

老朽化したポンプ設備の修繕・更新により、災害のリスクを軽減

常時流水の影響による摩耗の進行　　高耐久性材料を活用した改築

3 国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

■河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策
適切な施設維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔化や、３次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図る。

遠隔監視・操作化により、緊急時においても排水作業が可能
（排水機場の遠隔化イメージ）

■河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策
住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等を行うためのシステム強化等を実施。

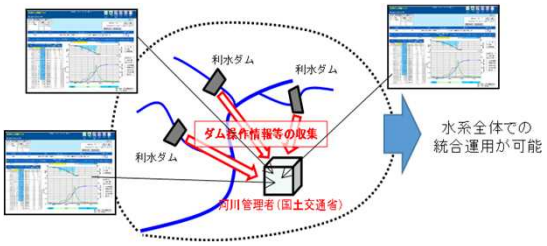

利水ダムのネットワーク化により、流出入量をリアルタイムに把握

Ⅲ 施策の紹介

利水ダム等の事前放流の推進

施策の概要

- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組を関係省庁と連携して実施します。
- 具体的には、洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月）に基づき、河川管理者と関係利水者との間で治水協定を締結し、令和2年の出水期からダムの「事前放流」の新たな運用を開始します。
- 令和2年度においては全国の計122ダムで事前放流を実施します(うち63ダムは利水ダム)。（令和2年6月1日～）

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議
（令和元年11月26日設置）

（構成員）
議長:　内閣総理大臣補佐官（国土強靭化等）
議長代理:　内閣官房副長官補（内政）
副議長:　水管理・国土保全局長
構成員:　医薬・生活衛生局長（上水道）
農村振興局長（農業用水道）
経済産業政策局長（工業用水道）
資源エネルギー庁長官（水力発電）
気象庁長官
オブザーバ:内閣府政策統括官（防災担当）

○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（抜粋）
（令和元年12月12日）

台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

取組経緯

（令和元年）
・11月26日　政府に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を設置
・12月12日　政府として既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針を策定

（令和2年）
・ 4月22日　事前放流ガイドラインを策定（国土交通省）
・ 5月末　ダムのある1級水系（99水系）において治水協定に合意
・ 8月末　ダムのある2級水系のうち、近年に水害が生じた水系や貯水容量が大きなダムがある水系（86水系）において治水協定に合意

令和2年の出水期から新たな運用（治水協定に基づく事前放流）を開始

＜令和2年度に事前放流を実施した122ダムの管理者＞

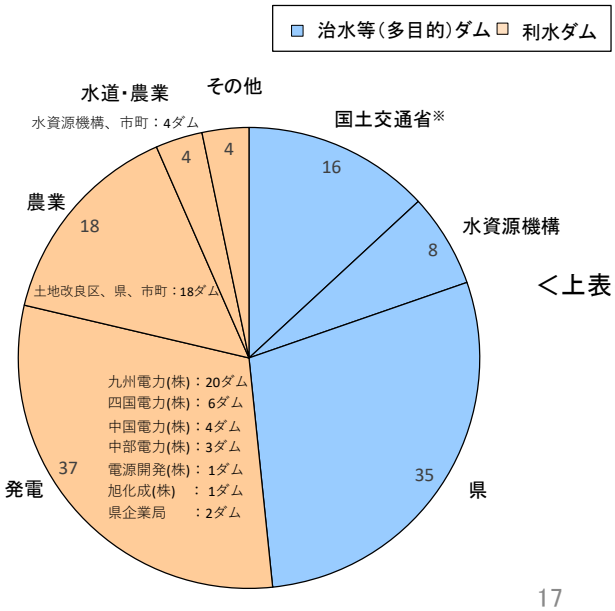

＜令和2年度の事前放流実施ダム数＞

治水等（多目的）ダム（国土交通省※）	１６ダム
治水等（多目的）ダム（水資源機構）	８ダム
治水等（多目的）ダム（県）	３５ダム
利水ダム	６３ダム

計：122ダム

＜上表のうち、台風第10号の事前放流実施ダム数＞

治水等（多目的）ダム（国土交通省※）	４ダム
治水等（多目的）ダム（水資源機構）	１ダム
治水等（多目的）ダム（県）	２１ダム
利水ダム	５０ダム

計：76ダム

※内閣府沖縄総合事務局含む

Ⅲ 施策の紹介

高台まちづくり（高規格堤防等）の推進

施策の概要

- 人口・資産が多く集積するゼロメートル地帯等において、ひとたび大水害が発生すると広範囲で長期間の浸水が想定され、上層階に避難したとしても、水が引くまでの間、水道・電気・ガス・トイレが使えない生活に耐えることになります。
- このため、高規格堤防の整備、公園の高台化、建築物の上層階での避難スペースの確保等により高台の拠点を確保し、これらの拠点を想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐことにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を推進します。
- 「高台まちづくり」は、平時においても地域の賑わい空間として機能を発揮します。

高台まちづくりのイメージ

建築物等（建物群）による高台まちづくり
〔平常時〕賑わいのある駅前空間
〔浸水時〕避難スペース等を有する建築物とペデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保

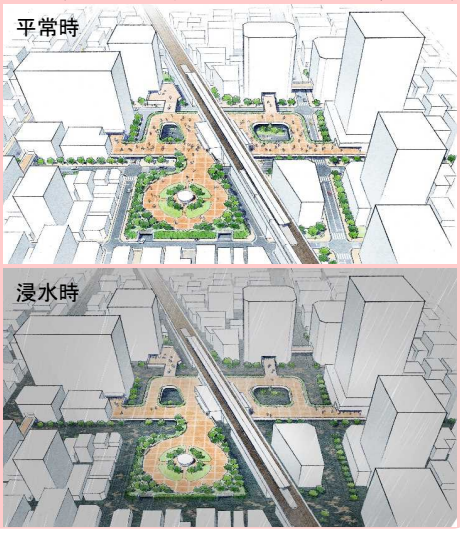

高台公園を中心とした高台まちづくり
〔平常時〕河川沿いの高台公園
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能

高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり
〔平常時〕良好な都市空間・住環境を形成
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能

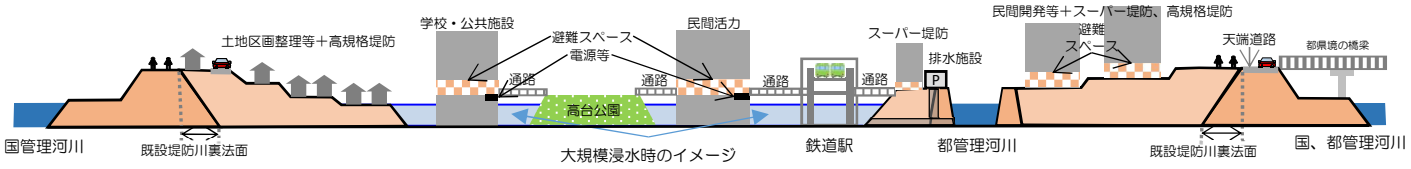

出典：『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』（令和2年12月）

高規格堤防整備の概要

- 首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等の低平地においては、堤防決壊による壊滅的な被害を回避することを目的として、通常の堤防と比較して幅の広い高規格堤防を整備しています。
- 高規格堤防の整備にあたってはまちづくりと一体となって事業を進めており、緊急的な高台避難場所の確保や密集市街地の解消、川へのアクセスの改善・眺望の創出など、良好な都市空間の形成など、多面的な効果を発揮します。

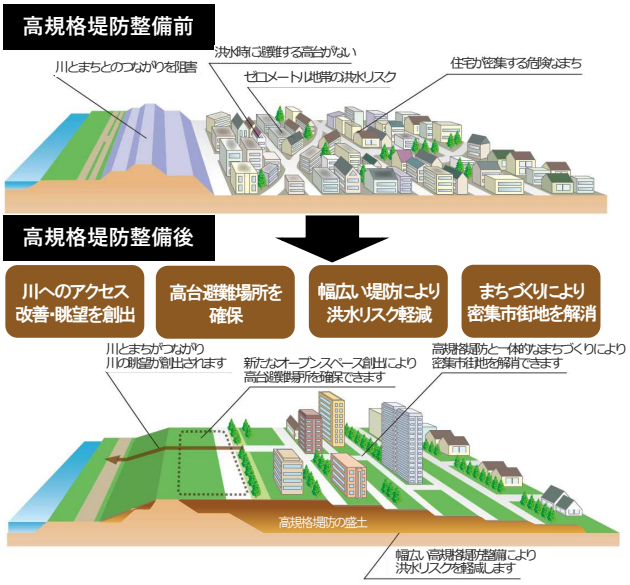

Ⅲ 施策の紹介

100mm/h 安心プラン

施策の概要

- 「100mm/h安心プラン」とは、近年、短時間の局地的な大雨により浸水被害が多発していることへの対策として、河川や下水道等のハード対策に加え、住民の避難行動を支援するためのソフト対策を一体的に実施する計画をいいます。
- 登録した地域については、計画的な流域治水対策の推進が図られるとともに、地域住民の防災意識の向上につながることが期待されます。

制度の仕組み

100mm/h安心プランの策定
（市町村長及び河川管理者、下水道管理者等）

↓

100mm/h安心プランの申請（市町村長）

↓

100mm/h安心プランの登録・公表
（国土交通省水管理・国土保全局長）

↓

100mm/h安心プランの実施
（市町村長及び河川管理者、下水道管理者等）

↓

地域の安全度向上

登録を受けた内容について変更が生じた場合には、
「100mm/h安心プラン」の変更を行います。

事例

調整池整備（静岡県）

流域対策（長野県）

水防訓練（福岡県）

止水板の設置訓練状況

水災害対策図上訓練（福島県）

登録状況

100mm/h安心プラン登録状況（令和３年3月末時点）
・全国で24箇所を登録

Ⅲ 施策の紹介

河川防災ステーションの整備

施策の概要

- 「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。
- 洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。
- 国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

制度の仕組み

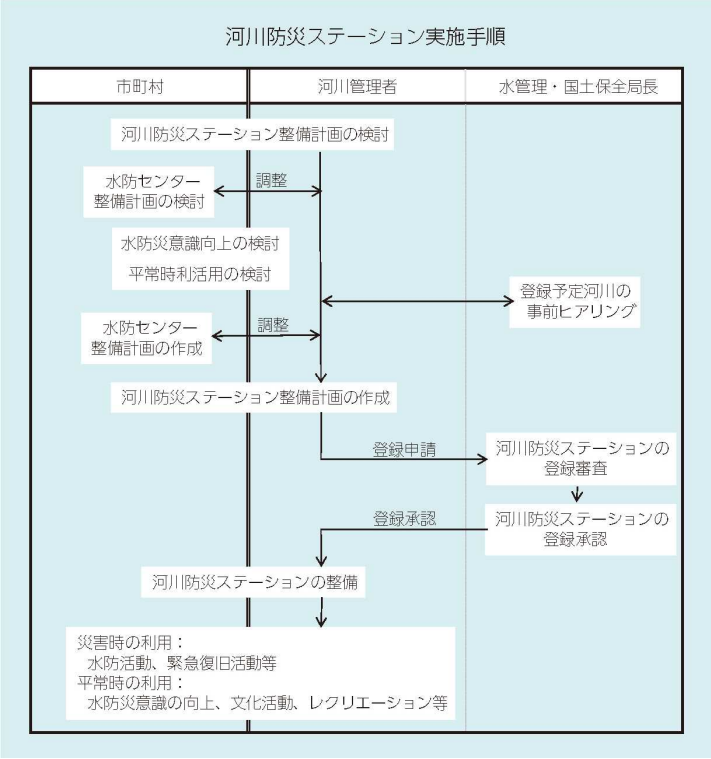

事例

大高島河川防災ステーション（群馬県：利根川）

河川防災ステーションの平常時利活用

佐原地区河川防災ステーション
（千葉県：利根川）

荻野地区河川防災ステーション
（佐賀県：嘉瀬川）

Ⅲ 施策の紹介

河川行政の転換と取組

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かし、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる６つの連携プロジェクトを実行します。

＜参加団体＞　(株)エフエム東京、（特非）気象キャスターネットワーク、全国地方新聞社連合会、ソフトバンク(株)、
（一財）道路交通情報通信システムセンター、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会、
（一社）日本民間放送連盟、（一財）マルチメディア振興センター、ヤフー(株)、KDDI(株)、LINE(株)、
(株)NTTドコモ、Twitter Japan(株)、常総市防災士連絡協議会、新潟県見附市　　等

「住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト」をとりまとめ

～受け身の個人から行動する個人へ～

・災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～
・災害情報我がことプロジェクト　～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～
・災害リアリティー伝達プロジェクト
　～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～
・災害時の意識転換プロジェクト
　～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～
・地域コミュニティー避難促進プロジェクト
　～地域コミュニティーの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～
・災害情報メディア連携プロジェクト　～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～

それぞれのメディアの特性を活用した災害情報の提供と連携

それぞれのメディアの持つ情報の特性を活かして、カメラ映像など、住民の避難行動のきっかけとなる切迫した危険情報を分かりやすく提供することで、受け身の個人から行動する個人への変化を促します。

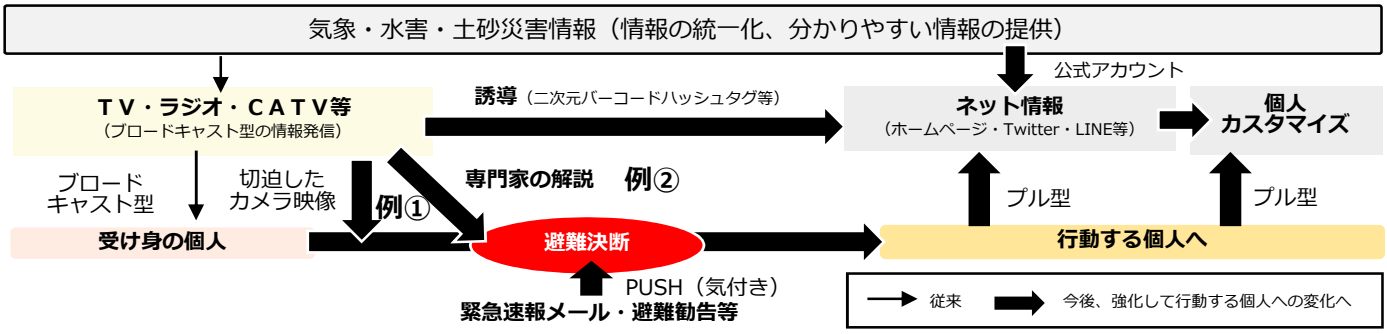

例①：地域防災コラボチャンネル

地域防災コラボチャンネルの事例：ケーブルワン

地域密着性というメディア特性を活かし、
身近な地域の防災情報を届けます。

例②：専門家の解説（地方気象台と共同会見）

関東地方整備局と東京管区気象台による合同会見

国土交通省職員など専門家がメディアで
解説し、状況の切迫性を伝えます。

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

川の防災情報

スマートフォンやインターネットで水位情報や河川カメラ画像等をリアルタイムで配信し、いつでも、どこでも、避難に必要な情報を入手できる環境を提供します。

施策の概要

- 洪水時の河川の状況をリアルタイムに把握するために、洪水時の観測に特化した水位計（危機管理型水位計）の設置を推進しており、「川の防災情報」で水位情報を配信します。
- 「川の防災情報」では、大雨時に川の氾濫のおそれがある場合などにおいて、雨や川の水位の状況などを、インターネットを通じてリアルタイムで配信し、いつでも、どこでも、避難に必要な情報を提供します。

■川の防災情報
https://www.river.go.jp/

■「川の防災情報」英語版【試行版】
https://www.river.go.jp/e/

被害情報
気象警報・注意報、土砂災害警戒情報
洪水予報、水位到達情報
洪水キキクル（危険度分布）
水害リスクライン（洪水の危険度分布）

レーダ雨量（XRAIN）
河川カメラ
洪水の危険性が高まっている河川
ダム放流通知
土砂キキクル（危険度分布）
避難情報

様々な河川・気象情報を提供

急増する外国人に対し「川の防災情報」英語版を配信

身近な「雨の状況」、「川の水位とカメラ画像」、「洪水の危険度」などをリアルタイムで配信

川の水位、カメラ画像、浸水想定など

- 川の水位や雨の現在の状況がわかります
- 川の水位で現在の氾濫の危険性がわかります
- 浸水想定で、仮に氾濫したらどのくらい浸水する危険性があるかがわかります
- 川の水位応じた洪水予報などの発表情報も見ることができます
- いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

ホットライン

洪水時に河川管理者が、河川防災情報を適切な段階で、確実に市町村へ伝達し、円滑な避難勧告発令を支援します。

施策の概要

おおいしだ　　しんじょう
大石田町長と新庄河川事務所長がホットラインで随時、情報交換。

① 28日17：05　新→大：今後の水位予測について情報提供（氾濫危険水位を超過見込み）
　　避難行動について助言。
② 28日21：10　大→新：サイレン吹鳴の予定ありと情報提供。氾濫危険箇所の情報提供。
③ 28日21：35　新→大：排水ポンプ車の排水停止可能性ありの情報提供。
④ 28日22：40　新→大：堤防を越える可能性ありの情報提供。**避難ほぼ完了の情報提供。**
⑤ 28日23：53　新→大：大石田大橋で氾濫が発生したとの情報提供。
29日00：10　氾濫発生情報発表

新：新庄河川事務所長、大：大石田町長

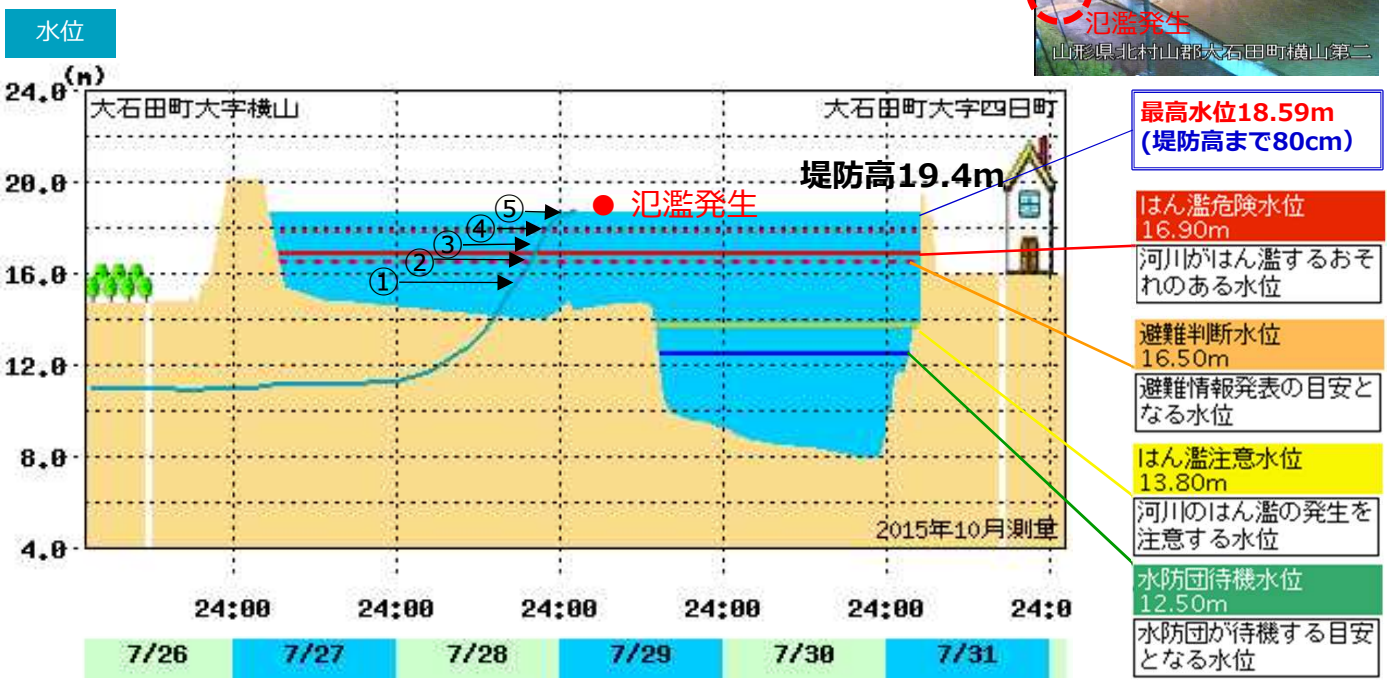

情報交換・避難状況

新庄河川事務所におけるホットライン実施の状況

大石田南小における避難状況

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

洪水情報のプッシュ型配信

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を国管理河川全109水系において実施します。
洪水の危険性を流域住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進します。

施策の概要

- 洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年９月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※のプッシュ型配信に取り組んでいる。平成30年５月１日から、国管理河川全109水系に配信対象をエリア拡大します。
- 令和元年東日本台風の検証を踏まえ、短い文章で住民に危機感が的確に伝わるようメール文章を改善します。

※「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（警戒レベル４相当）及び氾濫発生情報（警戒レベル５相当）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※このメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

令和２年７月豪雨における洪水の発生状況
(球磨川)

①河川氾濫のおそれ	②－ⅰ　河川氾濫発生（河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）	②－ⅱ　河川氾濫発生（堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時）
【見本】 （件名） 河川氾濫のおそれ （本文） ○○川の○○（○○市○○）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、○○地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 （国土交通省）	【見本】 （件名） 河川氾濫発生 （本文） ○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、○○地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 （国土交通省）	【見本】 （件名） 河川氾濫発生 （本文） ○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、○○地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 （国土交通省）

緊急速報メールの配信文案例

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

ハザードマップポータルサイト

身のまわりの災害リスクを簡単に調べることができます！

施策の概要

- ハザードマップポータルサイトでは、事前の防災対策や災害時の避難などに役立つ様々な情報を全国どこでも１つの地図上でまとめて確認できる「重ねるハザードマップ」と、全国の各市町村のハザードマップを確認できる「わがまちハザードマップ」を公開しています。
- 本サイトはスマートフォンでもご利用いただけ、トップページのアイコンをクリックいただくだけで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路防災情報といった様々な情報をご確認いただくことができます。
- 令和2年度からは、新たに高潮浸水想定区域（想定最大規模）の公開を開始するなど、随時、情報を追加・更新しています。

各種災害リスク情報等

（例：東京都葛飾区のハザードマップ）

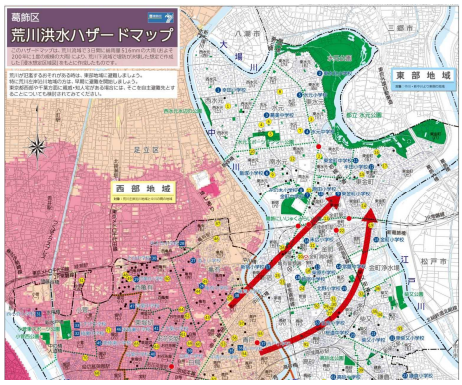

ハザードマップポータルサイト
https://disaportal.gsi.go.jp/

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）

河川の堤防が決壊（破堤）した場合に「どのくらい浸水するのか」「何時間で浸水が始まるのか」「何日で水が引くのか」などをアニメーションやグラフで提供します。

▼ 施策の概要

浸水ナビで分かること

- 自宅や事業所などが浸水するおそれがあるかが分かります。
  - 特定の河川を選択すると、当該河川の所定の区間のすべての想定破堤点を表示
  - 特定の地点・住所・地名を指定すると、当該地点に影響を与える想定破堤点を表示
  - スマートフォンの位置情報からも現在地を指定し、表示することも可能
- 氾濫が生じた場合の浸水範囲や浸水深の変化が分かります。
  - 想定破堤点を選択することで、氾濫した場合の浸水の広がりを地図上に示すほか、任意の指定地点の浸深の時間変化をグラフで表示
- CGアニメーションでどの程度の浸水深であるかが分かります。
  - スケールの異なった背景（５種類の凡例）を切り替えることで、指定した箇所（赤いピンの位置）の浸水深の変化をCGアニメーションにより視覚的にわかりやすく表示
- 浸水到達時間や浸水継続時間が分かります。
  - 選択した想定破堤点から氾濫が生じた場合に想定される浸水範囲において、浸水到達時間や浸水継続時間を地図上に色を分けて表示
- 水位観測地点から現在の河川の水位情報が分ります。
  - 選定した水位観測地点から「川の防災情報」にアクセスでき、リアルタイムの河川水位などを確認可能
- ３D表示で地形と浸水との関係性が直感的に分ります。
  - 浸水範囲や浸水深の変化を、３D表示で見ることが出来る
  - 高さ方向の倍率を自由に調整することが出来る

➢ **自宅や会社等が浸水するのは、「どの河川の、どの地点が決壊したときか」が分かる**

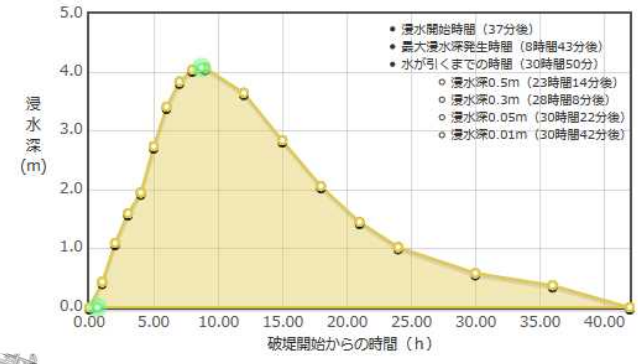

➢ **河川が決壊した場合、指定した場所が「何分後に、どのくらい浸水するか」がアニメーションやグラフで視覚的にわかる**

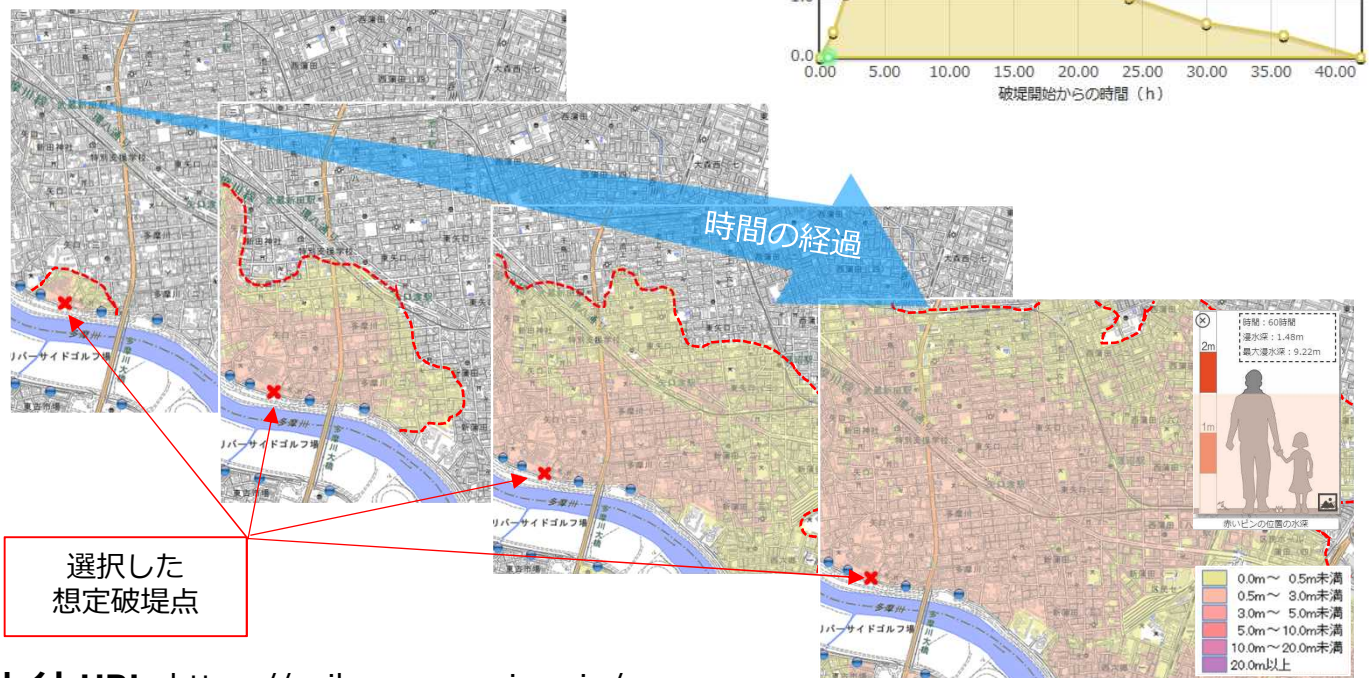

サイトURL https://suiboumap.gsi.go.jp/

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

防災ポータル/ Disaster Prevention Portal

「いのちとくらしをまもる防災減災」を一人ひとりが実行していくための防災情報ポータルサイトです。

▼ 施策の概要

- 日頃から「防災・減災」を意識し、行動に取り入れていくことが当たり前となる「防災・減災が主流となる社会」の構築には、平時より国内外に対し、適切な情報発信を行うことが重要です。
- 令和元年東日本台風などの近年頻発する災害を踏まえ、災害に関する情報やライフライン情報、多言語対応サイトの追加等、コンテンツを充実しました。 (令和２年9月)

「防災ポータル/Disaster Prevention Portal 」 <多言語対応サイトは 160サイト (2020年９月時点)>

今後も追加予定！

防災情報318サイトがひとまとめ！簡単アクセス！
８言語に対応！（英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語）

サイトURL
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html

Ⅲ 施策の紹介

TEC－FORCEの活動

災害発生直後からTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被害状況調査や被害拡大防止などの技術的な支援を実施します。

TEC-FORCEとは

※TEC-FORCE（Technical Emergency Control FORCE）：緊急災害対策派遣隊

- TEC-FORCEは、令和２年４月現在、地方整備局の職員を中心に、約１万４千人の隊員を有し、創設以来108の災害に、のべ約１２万７千人を越える隊員を派遣し、被災自治体の支援を行っています。
- 国土交通省ウェブサイトにおいて、TEC-FORCEの支援内容を紹介した動画を公開しています。

主な支援内容

防災ヘリによる広域被災調査

令和元年東日本台風 （長野県長野市上空）

リエゾンによる技術的なサポート

H27.5 口永良部島の火山活動（鹿児島県屋久島町）

排水ポンプ車による緊急排水

H30.7月豪雨（岡山県倉敷市真備町）

河川、道路等の被災状況調査

H29.7 九州北部豪雨 （福岡県東峰村）

派遣実績

※令和2年度は10月時点

紹介動画

紹介動画はこちら

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/index.html

Ⅲ 施策の紹介

TEC－FORCEの活動

令和2年7月豪雨への派遣

活動の概要

- 発災直後より全国の地方整備局等から、九州、中国、近畿、中部等22府県67市町村へのべ10,606人のTEC-FORCEを派遣。 リエゾン活動、被災状況調査、排水ポンプ車による浸水排除等の自治体支援を実施しました。
- 9県21市町村で被災状況調査を行い、8月3日までに、1,718件の施設被害等を報告しました。激甚災害の早期指定に寄与しました。 ※被害報告件数は8月3日時点
- 市町村長への助言、被災状況収集等のため、リエゾンを15県41市町村へ派遣。テックフォースや災対機械の派遣調整等を実施しました。
- 甚大な被害を受けた国道219号をはじめ、自治体管理道路の被災状況調査に、のべ2,761人を投入。1,270件の施設被害を報告しました。
- 球磨川流域等にのべ1,353人の隊員を投入。被害の大きい9支川（川内川、小川等）を中心に調査。351件の施設被害を報告しました。

TEC-FORCE派遣状況と主な活動事例

のべ10,606人を派遣
災害対策用機械のべ3,929台、
うち排水ポンプ車のべ2,149台を派遣

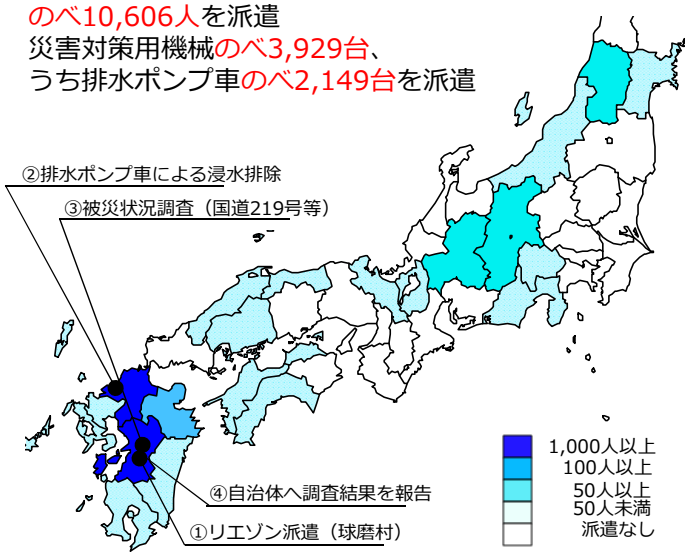

派遣内容	のべ派遣数	被害報告件数
リエゾン、JETT(気象庁)	2,211	－
先遣班等	1,325	－
被災状況調査班	5,150	1,718
うち、河川	1,353	351
うち、砂防	688	97
うち、道路	2,761	1,270
応急対策班等	1,874	－
高度技術指導班	46	－
計	10,606	－

※被害報告件数は8月3日時点

①リエゾン派遣（球磨村）

村長へ災害対応を助言
庁舎が被災した球磨村へ災対本部車を派遣し、本部運営を支援

村長と対応方針を調整
（熊本県球磨村）

②排水ポンプ車による浸水排除

球磨川、筑後川周辺等の浸水に対し、九州全体の約50台体制で排水を実施

排水活動状況
（福岡県久留米市）

③被災状況調査（国道219号等）

球磨川本川および支川において14橋が流失
寸断した道路に分け入り、啓開方針を策定

国道219号（熊本県球磨村）

④被災自治体へ調査結果を報告

被災自治体が被害額算定や査定設計書の作成に活用
早期の激甚指定にも寄与

各首長へ調査結果報告

Ⅲ 施策の紹介

河川協力団体

制度内容

- 河川協力団体制度とは、河川管理者と自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等とがパートナーシップを結ぶものです。
- 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
- 申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

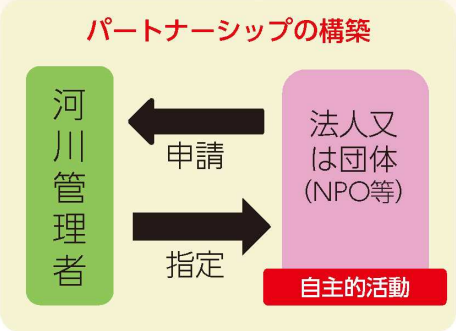

主な活動内容

① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
③ 河川の管理に関する調査研究
④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
⑤ 上記に附帯する活動

河川敷清掃

船による監視

外来種調査

安全利用講習

許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

・工事等の実施の承認（河川法第20条）
・土地の占用の許可（河川法第24条）
・工作物の新築等の許可（河川法第26条第１項）　等

指定状況

河川協力団体指定状況（令和2年3月31日時点）
・全国の河川協力団体の指定数： 287団体（国管理河川：279団体、県管理河川: 8団体）

Ⅲ 施策の紹介

水防団の活動

洪水時、越水や漏水などによる堤防の決壊を防ぐため、各地の水防団などが水防活動を実施します。

水防団とは

- 水防法第５条の規定により設置される水防に関する防災組織で、地域の河川の氾濫や洪水等による堤防の決壊を防ぐための水防工法や地域住民の避難誘導など、人命の安全確保と被害の軽減等を目的に活動（水防団を設置していない市町村では、消防団が担っている）
- 全国の水防団・消防団数は2,261団体（水防団71団体、消防団2,190団体）、団員数は838,162人（水防団員13,468人、消防団員824,694人）＜2019年4月1日現在＞

活動の概要

- 令和２年は、令和２年７月豪雨等、各地で梅雨前線や台風に伴う豪雨により、堤防の決壊や内水氾濫などの水害が発生しました。
- そのような状況の中、水防団は堤防からの越水対策として「積土のう工」、漏水対策として「月の輪工」などの水防工法の実施、排水活動や地域住民の避難誘導等、地域の人命・財産の被害の防止・軽減に大きく貢献しました。

主な水防活動

岩手県一戸（いちのへ）町消防団　積土のう工を実施
（令和2年7月12日～13日：馬淵（まべち）川左岸）

岐阜県岐阜市本荘（ほんじょう）水防団　釜段（かまだん）工を実施
（令和2年7月8日：長良（ながら）川左岸）

長野県中野（なかの）市消防団　巡視を実施
（令和2年7月8日：千曲（ちくま）川右岸）

島根県川本（かわもと）町消防団　排水活動を実施
（令和2年7月14日:江津（ごう）の川左岸）

Ⅲ 施策の紹介

多自然川づくり

施策の概要

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）を行うものであり、すべての川づくりの基本です。

事例

多様な流れ、自然な水際の再生～郷之谷川（四国・愛媛県）

- 河道を直線化したことにより、澪筋が固定化し、瀬淵構造が喪失し、川の流れに変化が見られず、単調な川となっていました。
- それらを改善するために、分散型落差工の設置をしました。
- その結果、水深や流速、河床材料に多様性が見られ、自然な水際も形成されました。

地域の暮らしに配慮し、多様な河川景観を創出した川づくり～糸貫川（中部・岐阜県）

- 改修前はコンクリート護岸が目立ち、また、護岸によって水際と高水敷に連続性がない川となっていました。
- それらを改善するために、護岸を土羽の緩傾斜に改修しました。
- その結果、河川景観は改善し、水際と河岸に連続性ができ、地域の人が利用しやすい川となりました。

地域住民による川づくり～曳田川（中国・鳥取県）

- 従来から河川の維持管理のボランティア活動を行っていた地元協議会が中心となって、「曳田川渓流景観整備計画」を策定しました。
- その計画を基本に河川管理者である鳥取県が河川整備を実施しました。
- その後も地元協議会との連携によって、維持管理が実施されています。

地元協議会による計画策定時の様子
（ワークショップの開催）

Ⅲ 施策の紹介

生態系ネットワークの形成

施策の概要

生態系ネットワークとは

- 野生の生物は、餌場、繁殖の場、休息の場など様々な場所を必要とし、それぞれの場所を移動しながら暮らしています。これらの場所と移動経路のつながりを生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）と言います。
- 自然環境の喪失や分断によって生態系ネットワークが失われると生物多様性が失われ、食料の安定供給や水源の涵養等に大きな影響を及ぼすとともに、地域の魅力の喪失にもつながることから、生態系ネットワークの形成を推進し、健全な生態系を確保することが重要です。

河川管理者の取組み

- 河川は、森や里と海をつなぐ生態系ネットワークの基軸であることから、流域における多様な主体と連携しながら湿地再生等を通じて生態系ネットワークの形成を推進します。
- 豊かな生態系の指標となるコウノトリ等の親しみやすい生物をシンボルとした取組は、豊かな自然環境や無農薬ブランド米を活かした地域づくり・観光振興にもつながっています。
- 円山川流域においては、「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」を通じて多様な主体が連携し、例えば、県と市が連携してコウノトリの保護増殖や放鳥を実施しているほか、「コウノトリ育む農法」とよばれる無農薬・減農薬農法の普及に努めています。河川管理者は、コウノトリの採食地として活用される湿地の再生を行うなど、地域と連携しながら取組みを進めています。

河川を基軸とした生態系ネットワークのイメージ

水環境の改善と水質調査

施策の概要

- 水環境の改善や水環境の悪化が著しい全国の河川等における浄化導水、底泥浚渫等の水質浄化を行っており、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等の関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定・実施しています。（32地区で計画策定）

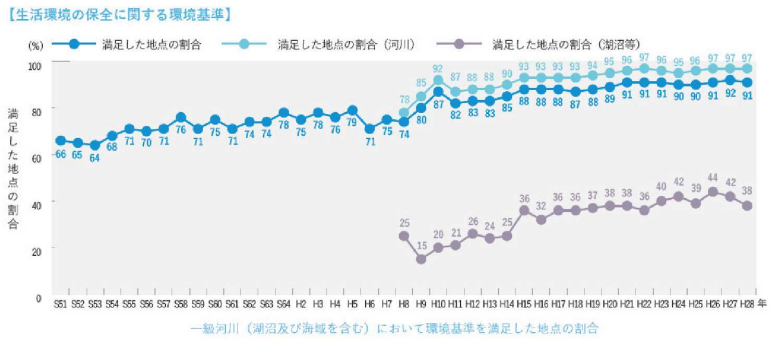

- 水質の良好な水環境を保全・回復する上で水質調査は重要です。水質調査は、昭和33年に8水系54地点において開始され、現在は、生活環境の保全に関する環境基準項目や人の健康の保護に関する環境基準項目について、湖沼を含む直轄管理区間（一部指定区間を含む）の109水系で実施しています。また、市民と協働で水質調査マップの作成やごみやにおい等の感覚的指標を用いた調査、水生生物調査等についても実施しています。（調査結果は、国土交通省のＨＰ上で広報しています。）　ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kankyo/kankyou/suisitu/index.html

河川水辺の国勢調査

施策の概要

- 河川の自然環境等に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖の生物の生息・生育状況を定期的・継続的に実施しています。
- 調査項目　生物調査・魚類調査【５年に１回】・底生動物調査【５年に１回】・植物調査【10年に１回】・鳥類調査【10年に１回】・両生類、爬虫類、哺乳類調査【10年に１回】・陸上昆虫類等調査【10年に１回】・動植物プランクトン調査[ダム湖のみ]【５年に１回】河川、ダム湖環境基図作成調査【５年に１回】河川空間・ダム湖利用実態調査【５年に１回】
- 調査結果は、河川環境データベースにおいて公表しています。
  ＵＲＬ：http: //mizu-koku.nilim.go.jp/ksnkankyo/
  （平成28年度以降の「河川水辺の国勢調査」より、平成28年度版河川水辺の国勢調査マニュアルを適用）

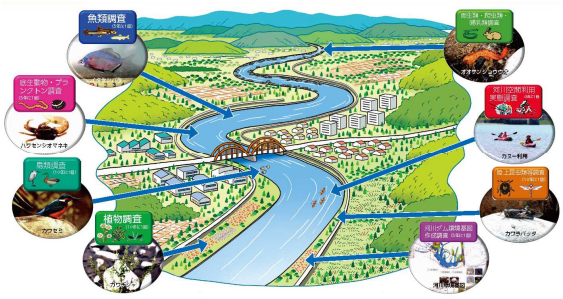

Ⅲ 施策の紹介

「かわまちづくり」支援制度

施策の概要

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

制度の仕組み

ソフト支援

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援します。

ハード支援

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援します。

事例

管理用通路をフットパスとして活用
（最上川（もがみ））

民間事業者が入った協議会が申請する場合の例

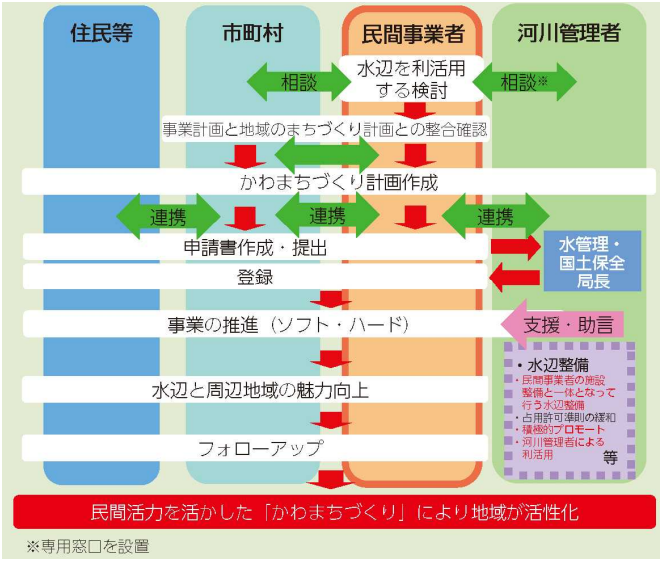

「かわまちづくり」の流れ

民間事業者と河川管理者が連携した取組

「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定（H28.2.10）により、「かわまちづくり」の計画作成に、民間事業者が積極的に参画できることとしました。これにより、民間事業者の発意による河川空間の形成が実現可能となり、民間事業者と河川管理者が連携した水辺整備を行い、外国人観光客を魅了するような魅力ある河川空間を創出し、地域を活性化します。

＜民間事業者と連携した水辺整備の例＞

- 民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路（散策できる高水敷整正、護岸、坂路等）の整備
- 民間事業者による船着場の整備に併せ、河川管理者が整備

那珂川（なかがわ）（福岡市（ふくおかし））

Ⅲ 施策の紹介

河川敷地占用許可準則の緩和措置（河川空間のオープン化）

施策の概要

河川敷地の利用については、河川敷地占用許可準則※に基づき、原則として公的主体（市町村等）に占用を許可しているところですが、多様な主体による水辺空間の積極的な活用の観点から、地域の合意等の一定の要件の下、民間事業者等による占用を可能とする緩和措置（河川空間のオープン化）を設けています。
※：河川法第24条に規定する占用許可の審査基準

制度の仕組み

制度のイメージ

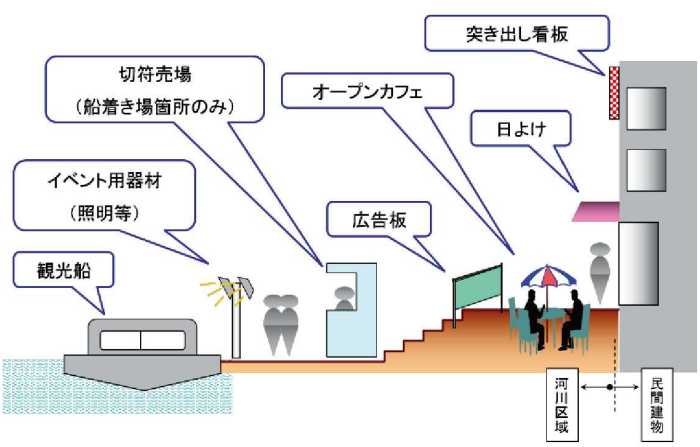

手続の流れ

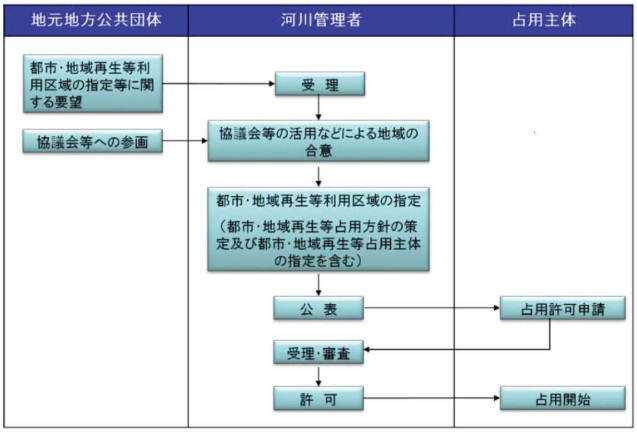

事例

国土交通省HPにおいて「河川空間のオープン化活用事例集」として公表しています。

URL：http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/index.html

Ⅲ 施策の紹介

ミズベリング・プロジェクト

施策の概要

- 川には自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力がある。川は地域の宝です。
- このような川の価値を更に生かすことで、その地域はもっと生き生きと、元気になることができます。
- まちの空間で日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業がいます。「ミズベリング」とは、このような人々や企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供し、身近なニューフロンティアとして川を生かす取組です。
- 「ミズベリング」活動を通じて、多様な主体が相互に連携することで、新たなソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現していきましょう。

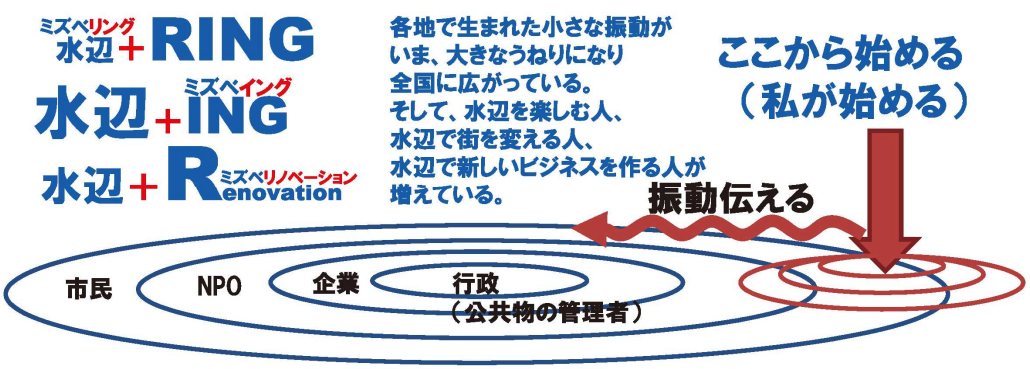

活動事例

長良川“鵜飼（うかい）”の新たな楽しみ方を模索

- 鵜飼観覧船は2018年7月豪雨により、戦後最悪となる42日間運休する事態となりました。
- この事態を受け、地域の観光事業者等が中心となって鵜飼観覧船に頼らない新しい長良川鵜飼の楽しみ方を模索し、社会実験として「長良川鵜飼桟敷」を2019年10月に２週間程度実施しました。
- 今回の社会実験では、2021年の東京オリンピックに向け急増するインバウンド（訪日外国人旅行者）をターゲットに、新サービスとして実現可能性を検証します。

Ⅲ 施策の紹介

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

施策の概要

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等一体となって、身近な河川を利用した環境学習、自然体験活動の推進を図ります。（国土交通省、文部科学省、環境省連携プロジェクト）

制度の仕組み

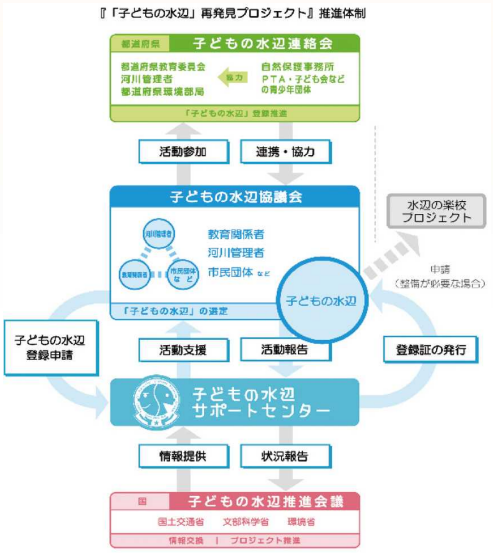

【子ども水辺のサポートセンター】
WEB：http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid156.html

事例（「子どもの水辺」での活動の様子）

川の流れ体験（石狩川（北海道））

水生生物調査（大和川（大阪府））

河川清掃活動（馬洗川（広島県））

イカダ競争（多摩川（東京都））

水辺の楽校プロジェクト

施策の概要

『水辺の楽校プロジェクト』は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。

事例

制度の仕組み

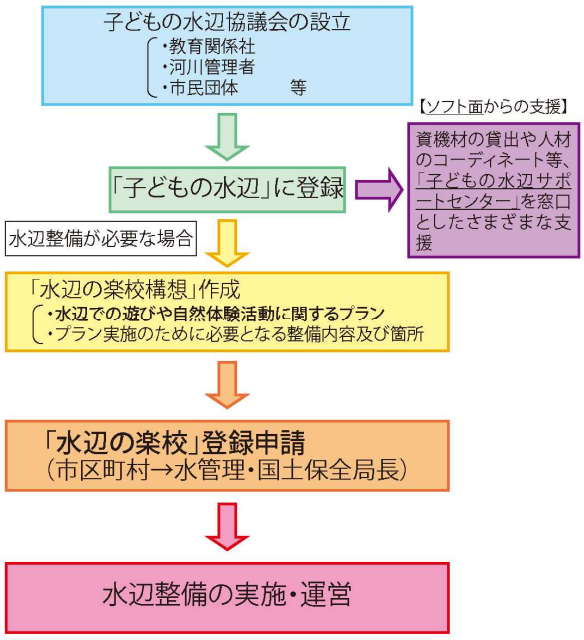

水辺の楽校のフロー

Ⅲ 施策の紹介

水源地域ビジョン

施策の概要

- これからのダム事業・ダム管理においては、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード・ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されています。
- このため、平成13年度から国土交通省所管の直轄ダム及び独立行政法人水資源機構のダムについて、ダムごとに水源地域の自治体等と共同でダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化のための行動計画「水源地域ビジョン」を策定・推進しています。
- 水源地域ビジョンでは、ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備等、地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策や水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等を行うこととしています。

制度の仕組み

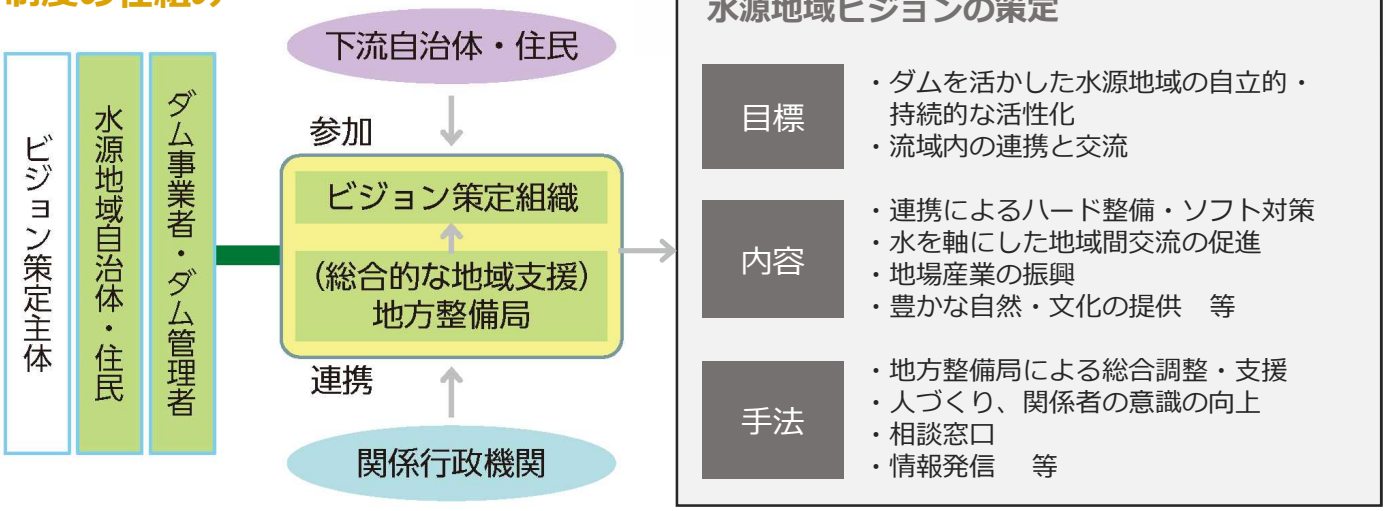

事例

水源地域と下流域の上下流交流

ダム湖の利活用促進

水源林の整備

体験学習（児童による環境調査等）

ダム操作室見学

親水空間の整備

Ⅲ 施策の紹介

インフラツーリズム

施策の概要

国土交通省では、ダムとその周辺地域の自然環境や特徴あるインフラ施設を観光資源として、地域と連携し活用を図っています。

事例

ダムツーリズム
訪問のきっかけづくり（ダムの魅力発信、ツアー募集）

ダムと周辺の魅力やツアー情報の紹介
（釣り、キャンプ、ライトアップなど）

四半期に1回発刊
「ダムを見に行こう」

「ダムカード」の作成・配布

観光放流イベントの実施

観光放流（宮ヶ瀬ダム）

今しか見られない建設ダムの見学

川上ダム建設現場の見学

水源地域と連携した魅力づくり

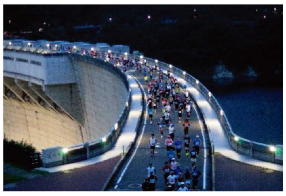

しわいマラソン（温井ダム）

ダムカレー（津軽ダム）

Ⅲ 施策の紹介

インフラツーリズム

特徴ある土木構造物を活用したツーリズム

- 特徴ある土木構造物の見学を組み込んだ民間会社によるツアーを実施します。
- 水辺に集い親しんでもらうため、特徴ある土木構造物を活用したイベントを開催します。

荒川ロックゲート（荒川：東京都）

防災船着場を活用した民間会社によるツアーの催行（社会実験により平常時の一般利用を許可）

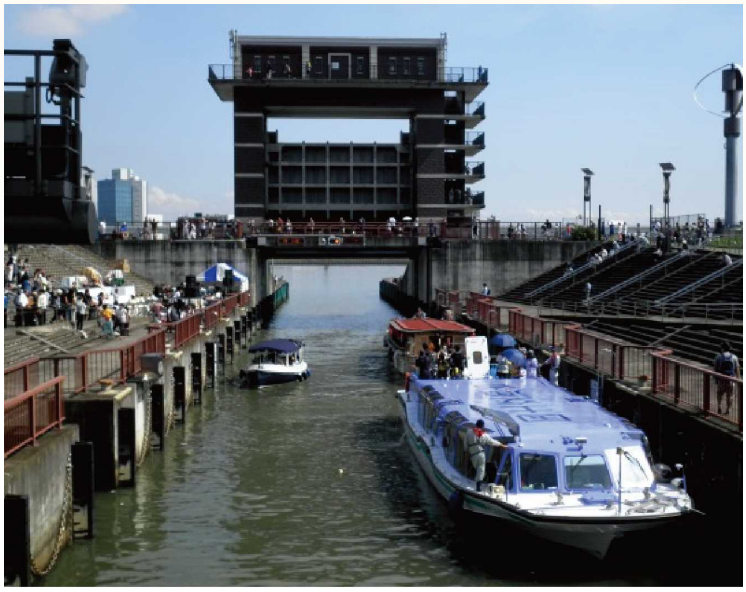

荒川に親しんでもらうイベント「荒川ロックゲートフェス」

信玄堤（釜無川・御勅使川：山梨県）

武田信玄公の命により築堤された信玄堤

ツアーにおける信玄堤見学の様子

ミズベリングプロジェクトとコラボレーションした民間会社のツアー

Ⅲ 施策の紹介

小水力発電の導入促進

施策の概要

再生可能エネルギーの導入促進のため、小水力発電に係る水利使用手続の円滑化・簡素化を図る措置を行っています。

登録制による従属発電の導入促進

河川法改正（平成25年12月）により従属発電について登録制を導入しました。

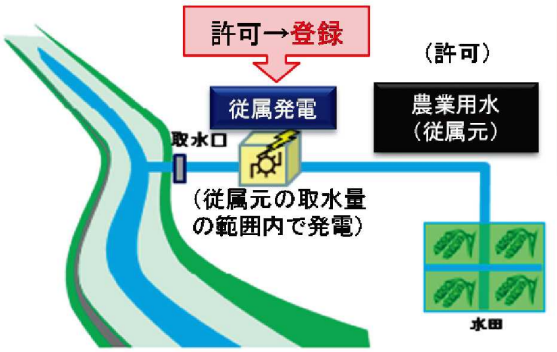

<農業用水を利用した小水力発電の例>

七ヶ用水発電所（手取川水系手取川）

【効果】
- 水利権取得までの期間が大幅に短縮
- 関係行政機関との協議や関係河川使用者の同意が不要

プロジェクト形成の支援

地方整備局や河川事務所において、河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施します。

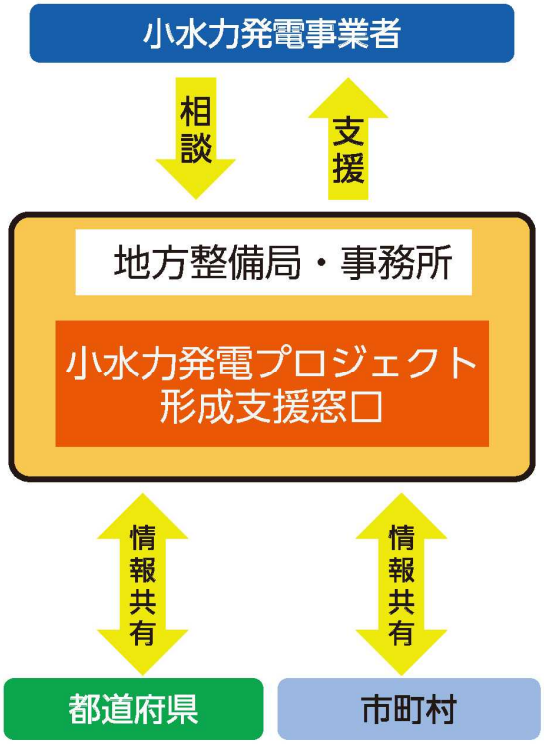

小水力発電設備の設置等

導入事例（名取川水系釜房ダム）

導入前

導入後

Ⅲ 施策の紹介

東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画

施策の概要

- 首都圏への水の安定的な供給に万全を期すため、国土交通省関東地方整備局が主体となり令和元年８月に策定した「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画」に基づき、下記図のとおり、水資源のより効果的かつ計画的な活用を図っています。
- 今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、関係機関の連携・協力の下、「渇水対応行動計画」を適切に実行し、ハード、ソフト一体として渇水に備えた対応を実施し、安定的な水の供給に万全を期すこととしています。

水資源の確保対策（例）

<大会までに実施・準備し、期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例１　洪水期におけるダムの弾力的管理

<大会までに実施>

例２　八ッ場（やんば）ダム完成・運用開始

例３　下流利水施設の運用強化

例４　ダムの用途外容量の活用の要請

（矢木沢（やぎさわ）ダム）

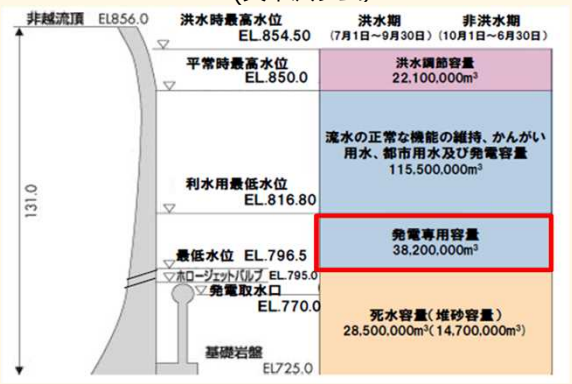

継続的な供給の確保対策（例）

<期間中に水不足が発生した場合等に実施>

例１　全国の水道事業者からの給水支援

東日本大地震での避難所における応急給水の状況

例２　節水広報

平成28年渇水でのSNSによる節水啓発

国土交通省　薗原ダム管理支所 @mlit_sonohara_D · 2016年6月15日
【薗原便り】本日の薗原ダム周辺の天候は曇りです。ダムの貯水率は１３日１６時時点で１５．５%でしたが、１５日１６時時点で１８．７%となっています。
引き続きの節水のご協力をお願いいたします。
写真：薗原橋からダム方向を撮影（１１時頃）

Ⅳ 事業の紹介

事業の体系図

体系図

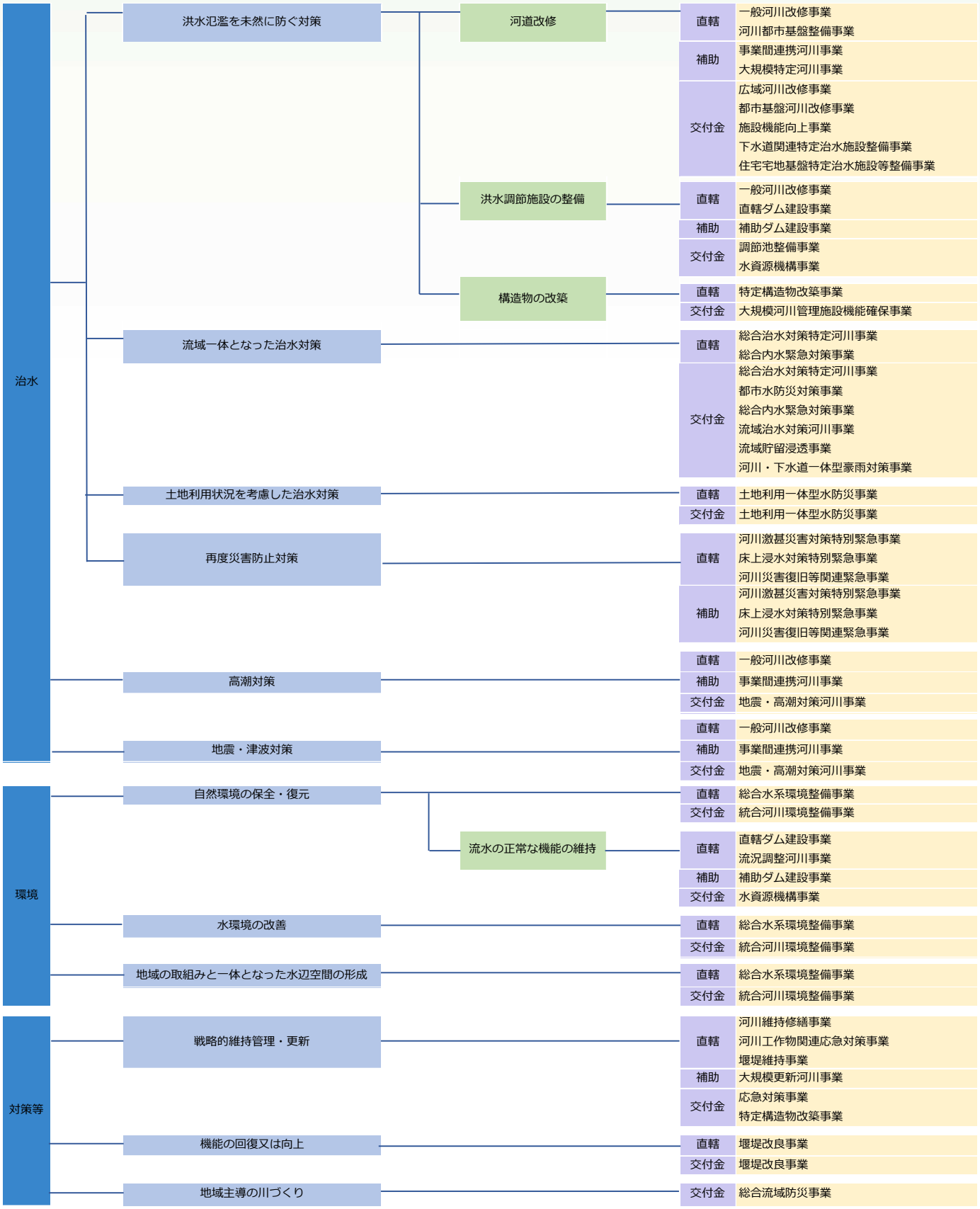

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

直 轄　一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

事業の概要

一般河川改修事業
洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業
都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

直 轄

一般河川改修事業
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

河川都市基盤整備事業
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

事例

加勢川（熊本県）

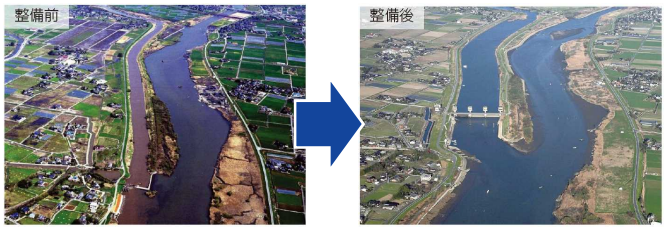

梯川（石川県）

荒川小松川地区（東京都）住宅、都立公園と一体となって整備を実施
防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所※として指定されています。
※：東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所

高規格堤防の整備区間

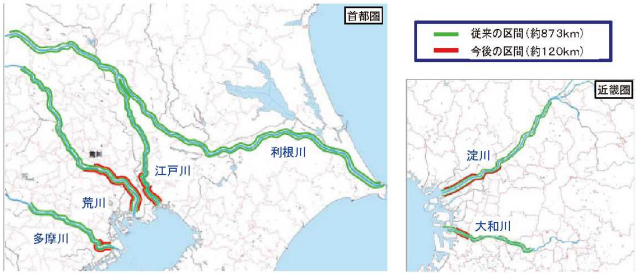

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

補助
- 事業間連携河川事業
- 大規模特定河川事業

交付金
- 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業
- 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業
- 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

事業の概要

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業
平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。
広域河川改修事業
水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。
都市基盤河川改修事業
河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。
施設機能向上事業
同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。
下水道関連特定治水施設整備事業
下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業
一級河川 1/2 、1/3※（北海道 2/3、1/3※）
二級河川 1/2 、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※　沖縄 9/10、1/3※
離島1/2、6/10、1/3※）
準用河川 1/3

※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く）
・河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業
・流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業

交付金

広域河川改修事業
一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

都市基盤河川改修事業
一級河川1/3
二級河川1/3

施設機能向上事業
一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業

黒瀬川（富山県）

都市基盤河川改修事業

平瀬川（神奈川県）

大規模特定河川事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

＜対策イメージ図（放水路等の整備）＞

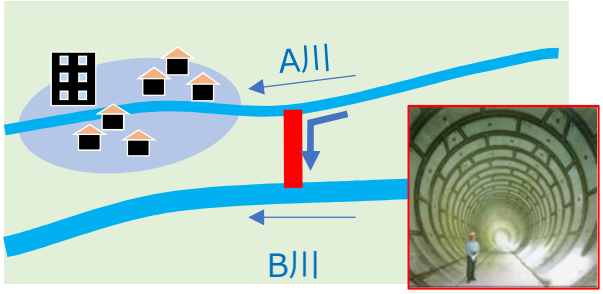

放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [洪水調節施設の整備]

直轄 • 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業
補助 • 補助ダム建設事業
交付金 • 調節池整備事業、水資源機構事業

事業の概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや遊水地等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業
直轄ダム建設事業
一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10）
二級河川1/2（北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10）

交付金

調節池整備事業
一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川1/2（北海道 5.5/10）
水資源機構事業
フルプラン水系 2/3（大規模 7/10）

事例

津軽（つがる）ダム（青森県）

益田（ますだ）川ダム（島根県）

川上（かわかみ）ダム（三重県）

渡良瀬（わたらせ）遊水地（渡良瀬川：栃木県）

大相模調節池
元荒川（もとあらかわ）（元荒川：埼玉県）

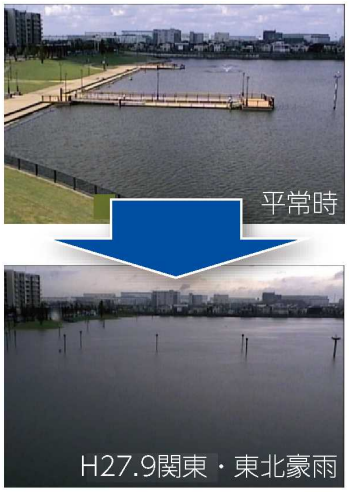

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [構造物の改築]

直轄
- 特定構造物改築事業

交付金
- 大規模河川管理施設機能確保事業

事業の概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業
一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

交付金

大規模河川管理施設機能確保事業
一級河川1/2（北海道 2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

橋梁の改築

黄瀬川（きせ）橋（黄瀬川：静岡県）

水門の改築

日光（にっこう）川（愛知県）

堰の改築

行徳可動堰（ぎょうとくかどうぜき）（江戸（えど）川：東京都・千葉県）
老朽化対策及び耐震補強対策を実施

Ⅳ 事業の紹介

流域一体となった治水対策

直轄
- 総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業

交付金
- 総合治水対策特定河川事業、都市水防災対策事業、総合内水緊急対策事業
- 流域治水対策河川事業

事業の概要

水害の発生を防止するため、河川改修の他に流域対策等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

総合治水対策特定河川事業
流域の急激な都市化に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川において、総合的な治水対策を推進します。

総合内水緊急対策事業
内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

都市水防災対策事業
人口の集中の著しい大都市において氾濫流制御施設の整備を実施します。

流域治水対策河川事業
地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

総合治水対策特定河川事業
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

総合内水緊急対策事業
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

交付金

総合治水対策特定河川事業
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

都市水防災対策事業
一級河川1/3
二級河川1/3

総合内水緊急対策事業
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

流域治水対策河川事業
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

総合治水対策特定河川事業
川和遊水地（鶴見川：神奈川県）

地下鉄車両基地の地下を遊水地として利用

総合内水緊急対策事業　矢口川（広島県）

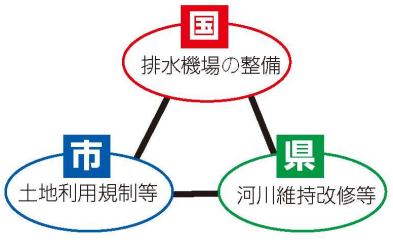

Ⅳ 事業の紹介

流域一体となった治水対策

交付金

・流域貯留浸透事業
・河川・下水道一体型豪雨対策事業

事業の概要

流域貯留浸透事業
近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進します。

河川・下水道一体型豪雨対策事業
洪水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します。

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業
一級河川1/3
二級河川1/3
（民間企業等が施工する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2を負担）

河川・下水道一体型豪雨対策事業
都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）

施設整備状況

整備後

河川・下水道一体型豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

連結管を新設する場合

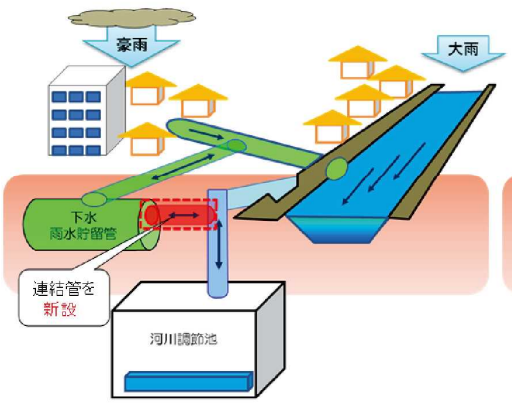

連結管及び河川調節池等を新設する場合

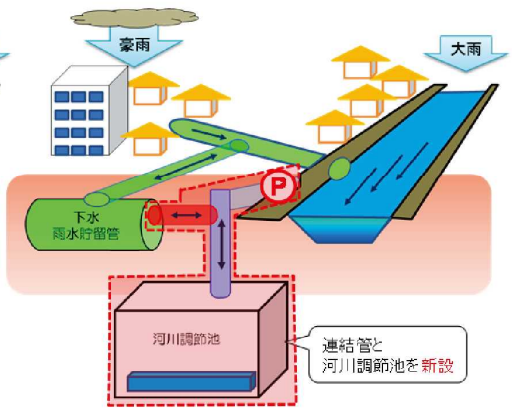

Ⅳ 事業の紹介

土地利用状況を考慮した治水対策

直轄
- 土地利用一体型水防災事業

交付金
- 土地利用一体型水防災事業

事業の概要

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

負担率・補助率

直轄

土地利用一体型水防災事業
一級河川　2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

交付金

土地利用一体型水防災事業
一級河川　1/2
二級河川　1/2

事例

イメージ

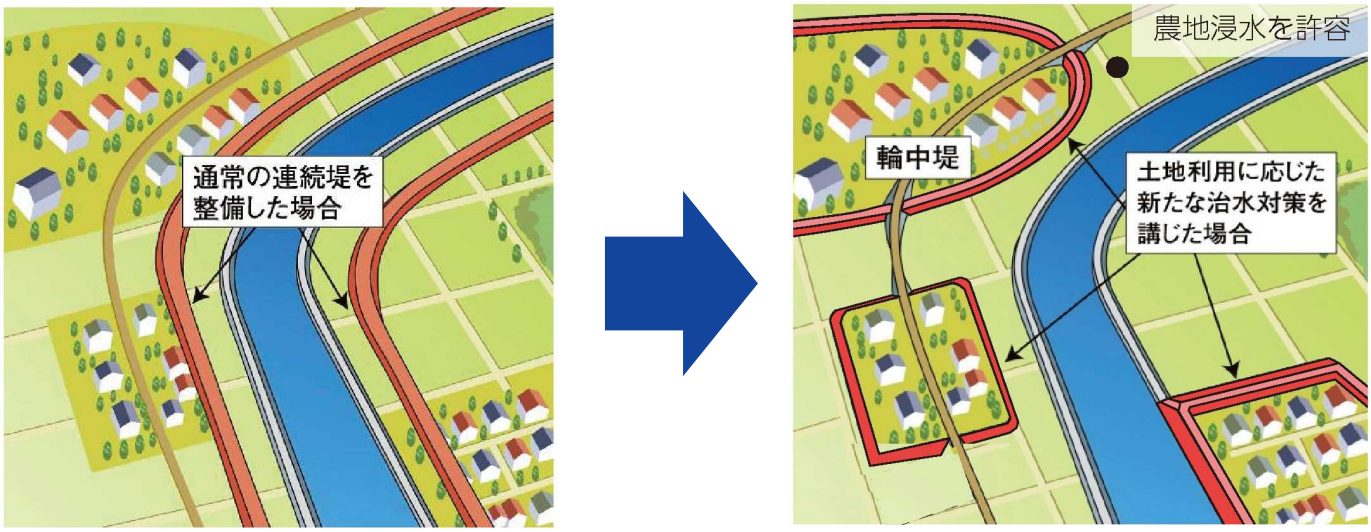

家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

千曲川（ちくま）（長野県）

Ⅳ 事業の紹介

再度災害防止対策

直轄
- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

補助
- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

事業の概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業
洪水・高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。
- 概ね５年間で緊急的に改修工事を実施
- 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
- 以下のいずれかの項目に該当するもの

1. 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
2. または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
（ ）書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね２倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業
被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。
- 概ね５年間で事業完了させるもの
- 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの

1. 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
2. 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
3. 床上浸水回数が２回以上であるもの
4. 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業
上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。
- 概ね４年間で事業完了させるもの
- 以下に該当するもの

1. この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
2. 上記事業により５%以上の流量増加が見込まれること
3. 全体事業費が10億円以上であること

負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業
一級河川　2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業
一級河川　2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業
一級河川　2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業
一級河川　5.5/10（北海道 7/10）
二級河川　1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業
一級河川　1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川　1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10 ）

河川災害復旧等関連緊急事業
一級河川　1/2（大規模 5.5/10）
二級河川　1/2

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

H29 7月豪雨：雄物川（おもの）（秋田県）

H29 台風18号：津久見（つくみ）川（大分県）

冠水した津久見市街地

冠水した津久見市役所

Ⅳ 事業の紹介

再度災害防止対策

床上浸水対策特別緊急事業

H27 9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系吉田川：宮城県）

H28 8月豪雨：不老川（埼玉県）

河川災害復旧等関連緊急事業

イメージ

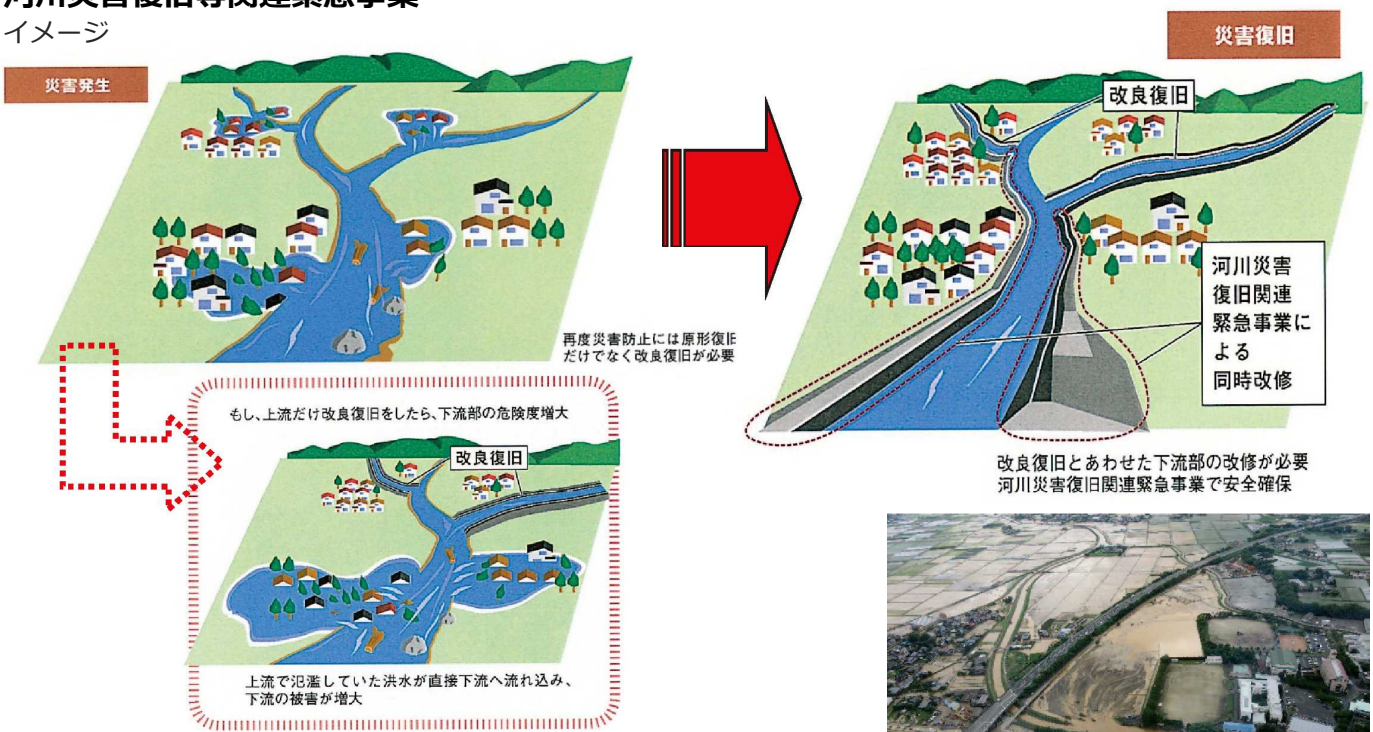

H29九州北部豪雨
（福岡県桂川町）

Ⅳ 事業の紹介

高潮対策

直轄 ・ 一般河川改修事業
補助 ・ 事業間連携河川事業
交付金 ・ 地震・高潮対策河川事業

事業の概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業
一級河川　2/3
（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

事業間連携河川事業
※P45
事業間連携河川事業
参照

交付金

地震・高潮対策河川事業
一級河川　1/2（北海道 2/3）
二級河川　1/2（北海道 5.5/10）

事例

高潮堤防の整備
白川（熊本県）

地震・津波対策

直轄 ・ 一般河川改修事業
補助 ・ 事業間連携河川事業
交付金 ・ 地震・高潮対策河川事業

事業の概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業
一級河川　2/3
（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

事業間連携河川事業
※P45
事業間連携河川事業
参照

交付金

地震・高潮対策河川事業
一級河川　1/2（北海道 2/3）
二級河川　1/2（北海道 5.5/10）

事例

河川堤防の耐震対策
旧吉野川（鳴門市）

蟹江川（愛知県）

Ⅳ 事業の紹介

自然環境の保全・復元

直轄
- 総合水系環境整備事業

交付金
- 統合河川環境整備事業

事業の概要

自然環境の保全・復元は、河川が本来有している生物の生息・生育環境、多様な河川景観の保全・復元を目指す取組の一貫として実施しています。また、極力人の手を入れず、河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指しています。

負担率・補助率

直轄

総合水系環境整備事業　1/2

交付金

統合河川環境整備事業　1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

事例

湿地再生（円山川（まるやま）：兵庫県）

河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生しました。

【掘削前】

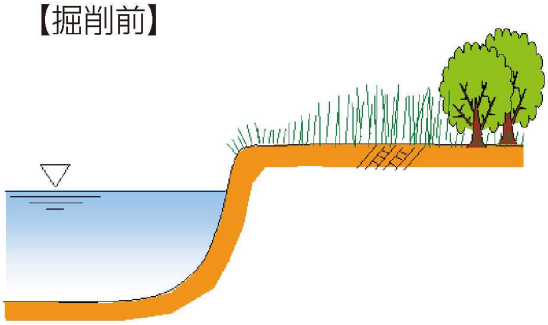

【掘削後】
複雑な水際地形の形成

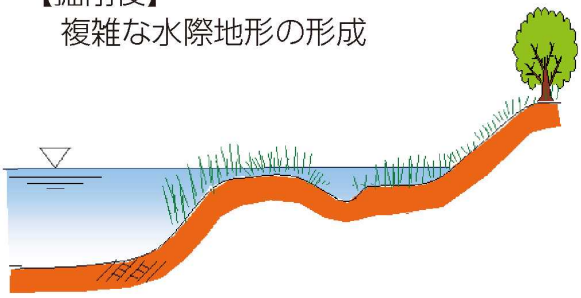

自然河川の再生（釧路（くしろ）川：北海道）

蛇行復元により、土砂流入を抑制、地下水位上昇や冠水頻度（かんすいひんど）を増加させました。

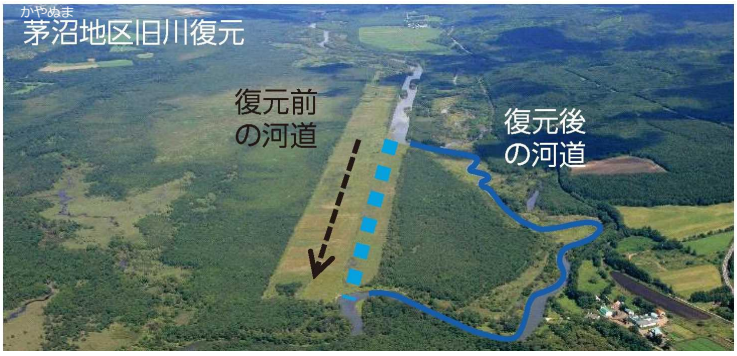

湿原の景観を楽しむ観光の様子

Ⅳ 事業の紹介

流水の正常な機能の維持

直轄 ・ 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業
補助 ・ 補助ダム建設事業
交付金 ・ 水資源機構事業

事業の概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図ります。

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業
一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）
一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10 、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業
一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

交付金

水資源機構事業
フルプラン水系2/3（大規模7/10）

事例

早明浦（さめうら）ダム（高知県）

五ヶ山（ごかやま）ダム（福岡県）

流況調整河川事業（イメージ）

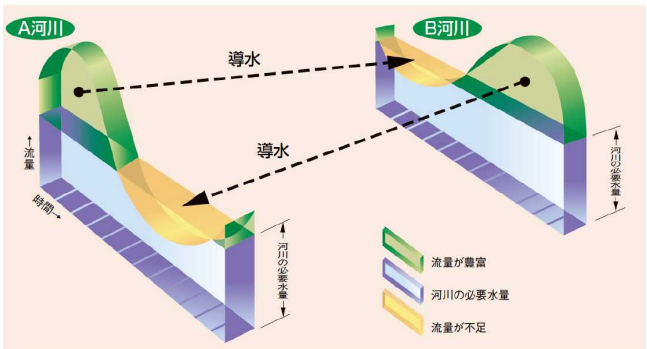

佐賀（さが）導水路（佐賀県）

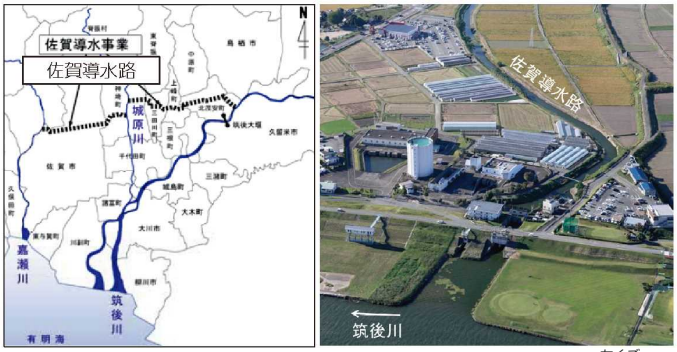

※流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川（ちくご）と城原川（じょうばら）及び嘉瀬川（かせ）を結ぶ流況調整河川

Ⅳ 事業の紹介

水環境の改善

直轄 ・ 総合水系環境整備事業　交付金 ・ 統合河川環境整備事業

事業の概要

汚泥の浚渫、浄化施設の整備、浄化用水の導入等によって水質の改善等を行い、水環境の改善を図ります。

補助率

直轄

総合水系環境整備事業　1/2

交付金

統合河川環境整備事業　1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

事例

底泥の浚渫

水質汚濁対策として底泥の浚渫を行い、水質の改善を図ります

植生浄化

汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図ります

地域の取組と一体となった水辺空間の形成

直轄 ・ 総合水系環境整備事業　交付金 ・ 統合河川環境整備事業

事業の概要

環境学習や癒し等の場として、河川の利用推進を図るための整備事業及び良好な河畔空間の整備のための管理用通路、護岸等の整備を行います。

補助率

直轄

総合水系環境整備事業　1/2

交付金

統合河川環境整備事業　1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

事例

江の川水系江の川（広島県安芸高田市）

荒川水系北十間川（東京都墨田区）

Ⅳ 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

直轄
- 河川維持修繕事業
- 河川工作物関連応急対策事業
- 堰堤維持事業

交付金
- 応急対策事業
- 特定構造物改築事業

補助
- 大規模更新河川事業

事業の概要

河川維持修繕事業
河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基いて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業
樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業
ダムの操作及びダム本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

応急対策事業
河川工作物の付属施設又は関連施設の構造が不十分または適当でないため、応急的な改良及び新増設の改善措置を実施します。

特定構造物改築事業
河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施します。

大規模更新河川事業
河川管理施設の機能を確保するため、長寿命化計画に基づき延命化を図っている水門、ポンプ設備等を更新します。

負担率・補助率

直轄

河川維持修繕事業
一級河川　10／10
（北海道10／10）
河川工作物関連応急対策事業
一級河川　2／3（北海道8／10）
堰堤維持事業
一級河川　10／10
（北海道10／10）

交付金

応急対策事業
一級河川　1/2（北海道2/3）
二級河川　1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）
特定構造物改築事業
一級河川　1/2（北海道2/3）
二級河川　1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

補助

大規模更新河川事業
一級河川 1/2 （北海道 2/3 ）
二級河川 1/2 （北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10 ）

事例

河川維持修繕事業

堤防除草

河川管理施設等点検

繁茂した樹木の伐採

大規模更新河川事業

排水ポンプの更新

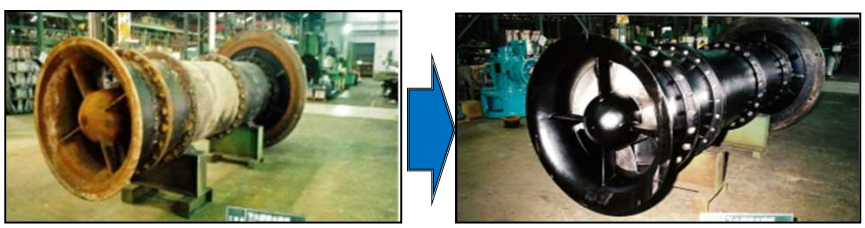

Ⅳ 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化

ポンプの羽根車のステンレス化

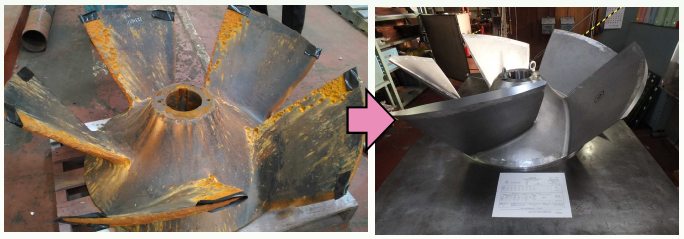

堰堤維持事業

巡視

堤体内点検

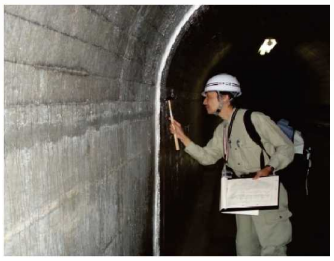

貯水池法面対策

機能の回復又は向上

直轄 ・ 堰堤改良事業

交付金 ・ 堰堤改良事業

事業の概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

小渋（こしぶ）ダム（長野県）土砂バイパストンネルの整備しました。

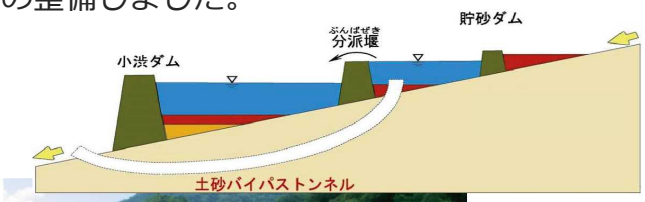

補助率

直轄

堰堤改良事業
2/3（大規模7/10）

交付金

堰堤改良事業
ダム施設改良事業　1/2（※）
堰堤改良事業　4/10
下流河道整備事業　1/3
ダム管理用水力発電設備設置事業　4/10
貯水池保全事業　1/3

（※） 地域等により異なる

Ⅳ 事業の紹介

地域主導の川づくり

交付金 ・ 総合流域防災事業

事業の概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業
　河川事業
一級河川1/2（北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）
準用河川1/3
　洪水氾濫域減災対策事業
一級河川1/3
二級河川1/3
　情報基盤総合整備事業
一級河川1/2（北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

河川事業
河道改修（古川（ふる）：富山県）

洪水氾濫域減災対策事業
輪中堤整備（佐用（さよう）川：兵庫県）

情報基盤総合整備事業

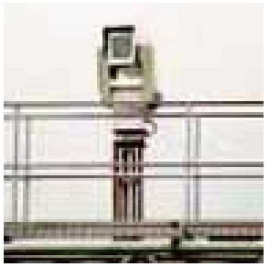
CCTVカメラの整備

水位計の整備

雨量計の整備

税制

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域、浸水被害対策区域
特例措置の対象	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和６年３月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

対象地域	高規格堤防整備事業の区域
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る土地の使用に伴い、当該土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から２年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（令和４年３月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税）

対象地域	高規格堤防整備事業の区域
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る土地の使用に伴い、当該土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後５年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（令和４年３月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、喚気浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を取得から５年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和５年３月31日まで）

浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域
特例措置の対象	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物
特例措置の内容	盛土構造物を水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後３年間2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和５年３月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定／協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に付属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和６年３月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で軽減（令和６年３月31日まで）

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置等

特例措置の対象	事前放流のために利水ダムに整備した放流施設
特例措置の内容	民間事業者等が事前放流のために整備した放流施設の治水に係わる部分の償却資産について固定資産税を非課税 国または地方公共団体が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外

V 事業効果

被害防止・軽減効果

治水事業の効果（川内川水系羽月川）

防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策等により浸水被害を回避しました。

効果の概要

- 川内川水系羽月川では、令和2年7月豪雨により、山野観測所において観測史上最大の12時間雨量を観測したが、３か年緊急対策による河道掘削等を実施していたことで、
①約2.1mの水位低減により越水を回避、②危険な水位以上の継続時間を約4時間短縮
③約101億円の被害軽減効果があったと想定されます。

位置図

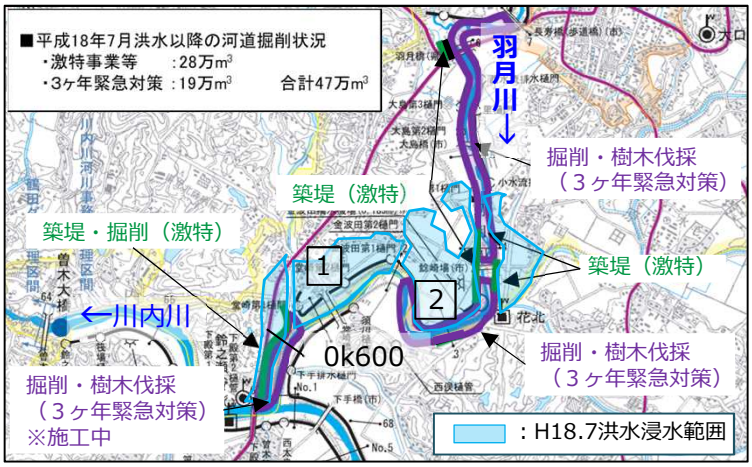

①約2.1mの水位低減により越水を回避

【羽月川0k600横断図】

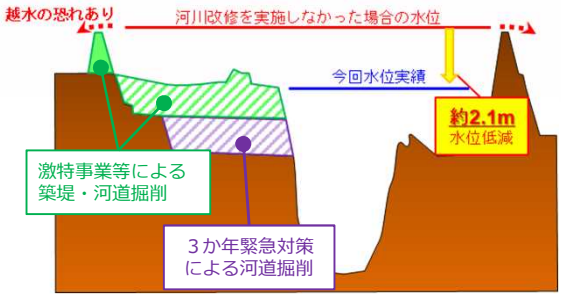

②危険な水位以上の継続時間を4時間短縮

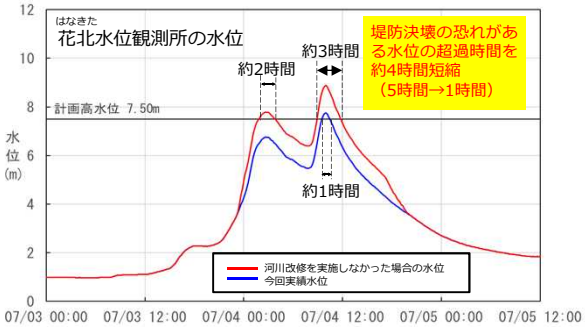

降雨量　**266mm／12ｈ**（山野雨量観測所）（H18.7洪水）　＜　**381mm／12ｈ**（R2.7洪水）

H18.7洪水

溢水等により**70戸が浸水**

R2.7洪水

越水による**浸水を回避**

③約101億円の被害軽減効果

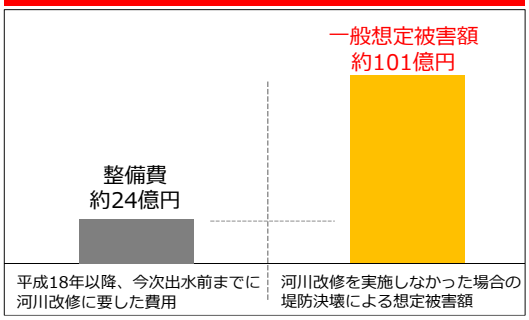

V 事業効果

被害防止・軽減効果

治水事業の効果（木曽川水系木曽川）

防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策等により浸水被害を回避しました。

効果の概要

- 木曽川水系木曽川（長野県管理区間）では昭和58年9月洪水により浸水面積約5ha、浸水戸数48戸の被害が発生した。平成30年度より、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策による樹木伐採・掘削を実施しました。
- 令和2年7月豪雨では、木曽福島雨量観測所において昭和58年9月洪水を上回る雨量を観測したが、 3か年緊急対策による河道掘削等（事業費約3億円）を実施していたこと
で、木曽町宮ノ越地区葵橋下流で約1.50mの水位低減により越水による浸水を回避しました。

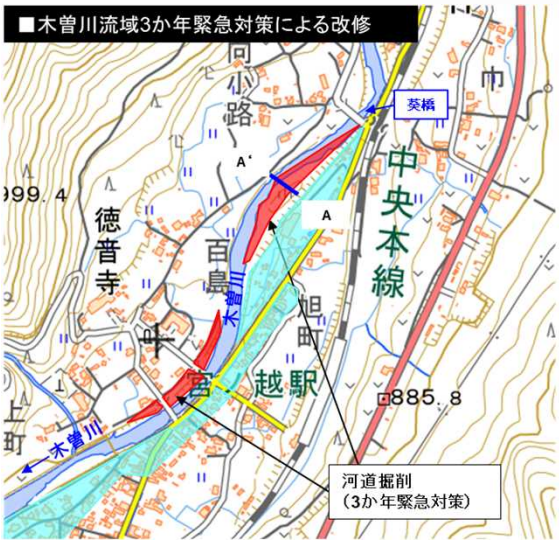

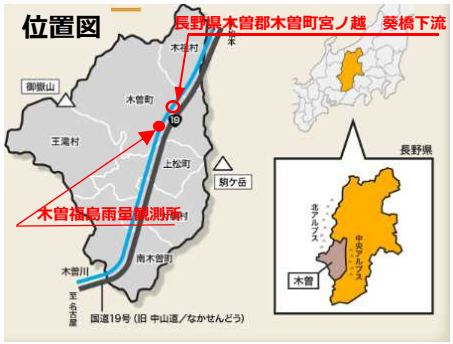

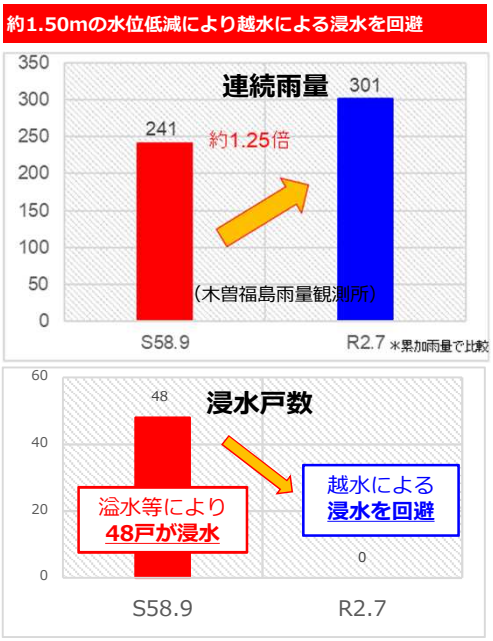

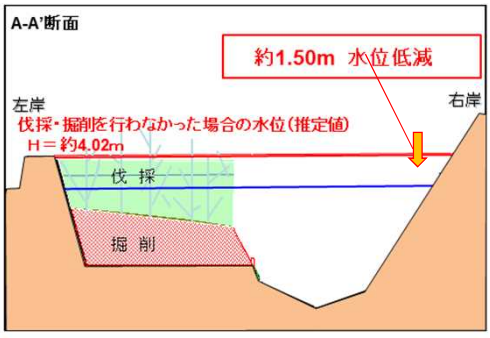

V 事業効果

被害防止・軽減効果

治水事業の効果（木曽川水系木曽川上流部ダム）

防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策等により浸水被害を回避しました。

効果の概要

- 令和２年７月豪雨において木曽川水系木曽川上流部ダムが事前放流等で効果を発揮しました。
- 長野県内の木曽川では、牧尾ダム（水資源機構管理）で事前放流を行い、三浦ダム（関西電力管理）等と合わせて８つの**利水ダムに約４,２００万m³の容量を一時的に確保**して、洪水を貯留しました。
- 桃山水位観測所（長野県上松町）地点おいて、上流の５ダムでの放流量抑制により、流量を２割ほど減らす効果があったと推定します。

川の氾濫抑制 ダムに感謝

上松、南木曽、大桑の３首長

木曽町、王滝村境の水資源機構・牧尾ダムでは、ダム操作の経緯について数値で説明を受け、大雨の中で緊張を強いられる日々を続けてきた職員に感謝した。　「梅雨明けまでもう少し。頑張っていただきたい」と激励しました。

（市民タイムス 木曽 令和2年7月16日より一部抜粋）

牧尾ダム（水資源機構：農業・水道・工業用水道・　発電）

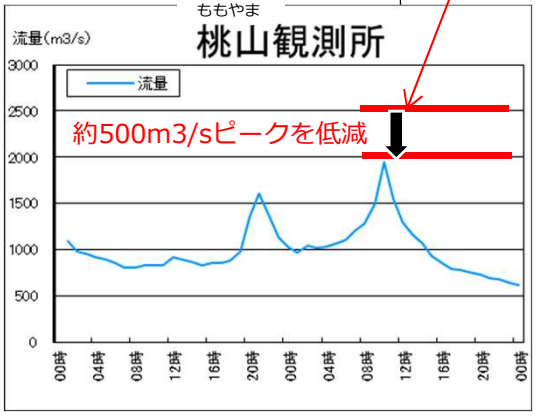

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

Ⅴ 事業効果

被害防止・軽減効果

砂防事業の効果（井口台4号砂防堰堤が土石流を捕捉し被害を防止 － 広島市西区井口台3丁目）

効果の概要

- 令和２年７月豪雨において広島県広島市西区井口台の砂防堰堤が土石流を捕捉し（約1,200m3）、下流の住宅街への被害を未然に防止しました。
- H11,H26,H30と土砂災害が相次いでおり、当該施設は直轄砂防事業によりH29年に完成しました。
- 土石流捕捉後、その後の土石流に備えるため、土砂を撤去しました。（7/13土砂撤去作業開始、8/24完了）

土石流発生前（H29.3撮影）

土石流発生直後(R2.7.7撮影)

土砂撤去後(R2.8.20撮影)

V 事業効果

被害防止・軽減効果

砂防事業の効果（地すべり防止－山形県大蔵村柳淵（おおくら やなぎぶち）区域）

令和2年7月豪雨により地すべりが発生したものの、同地区内の対策済ブロックでは、地すべり防止施設の整備により地すべりの発生を未然に防止しました。

同地区内の既設集水井（しゅうすいせい）工

同地区内の既設横ボーリング工

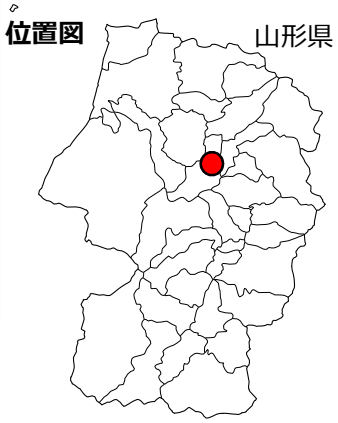

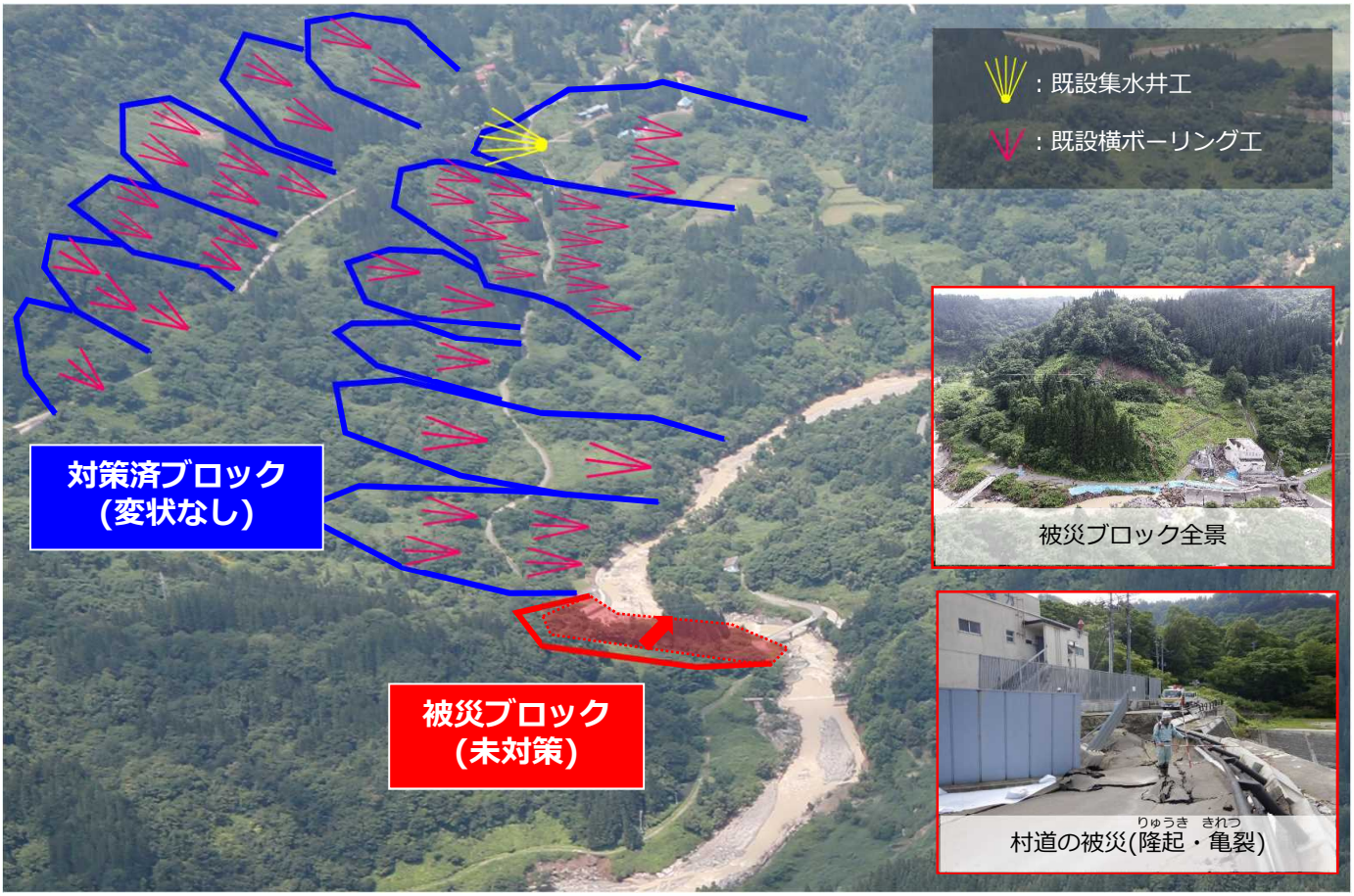

発生日　：令和2年7月28日
降雨状況：連続雨量　　219mm（7月24日22時～29日6時）
　　時間最大雨量　　33mm（7月28日13時～14時）
発生箇所：山形県最上郡（もがみぐん）大蔵村南山（おおくらむらみなみやま）

V 事業効果

経済効果

首都圏外郭放水路（しゅとけんがいかくほうすいろ）

- 中川・綾瀬川流域は、低平な地形で都市化が急速に進展し水害が発生しました。
- 首都圏外郭放水路（平成14年部分通水、平成18年全区間通水開始）等の整備により、水害による浸水戸数が激減しました。（S50～59平均約7,000戸→H19～H28平均約950戸）
- 春日部市では部分通水後の平成15年度から「産業指定区域」を指定し「水害に強い都市基盤」を積極的に広報。物流倉庫やショッピングセンターなど30件の企業が新たに進出するなど地域の発展に貢献しました。

首都圏外郭放水路の概況（埼玉県春日部市（かすかべ））

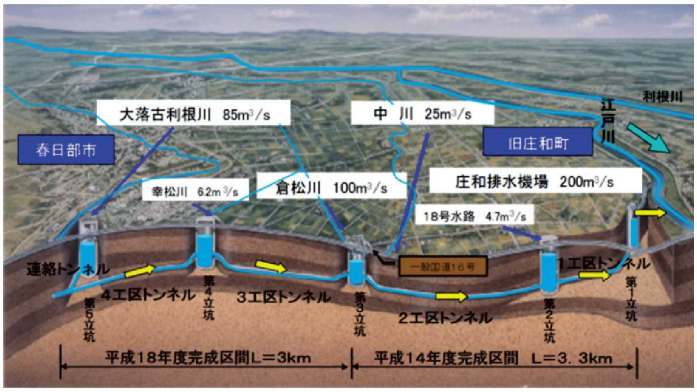

首都圏外郭放水路の洪水調節実績

順位	年月日	洪水名	洪水調節総量（千m³）	流域平均48時間雨量（mm）
1	平成27年09月09日	台風17号、18号	19,031	230.4
2	平成26年06月06日	低気圧	13,426	200.2
3	平成29年10月22日	台風21号	12,040	189.7
4	平成20年08月28日	低気圧	11,720	124.8
5	平成25年10月16日	台風26号	6,848	179.6
6	平成16年10月09日	台風22号	6,720	199.2
7	平成24年05年03日	低気圧	6,678	137.0
8	平成18年12年26日	低気圧	6,621	171.9
9	平成18年10年16日	前線降雨	5,104	134.8
10	平成23年07年19日	台風6号	4,907	120.4

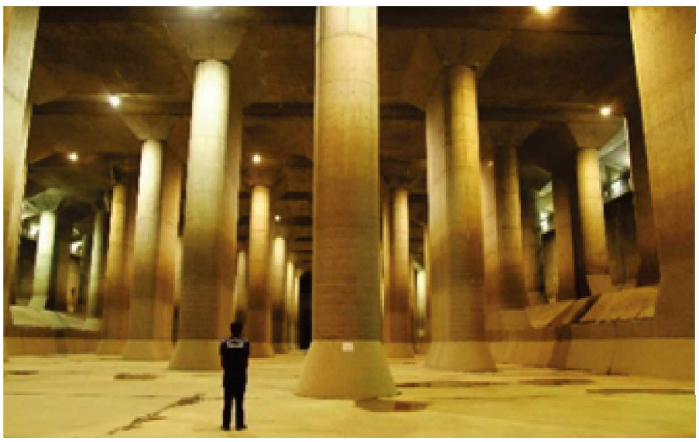

産業指定地内の企業立地の件数

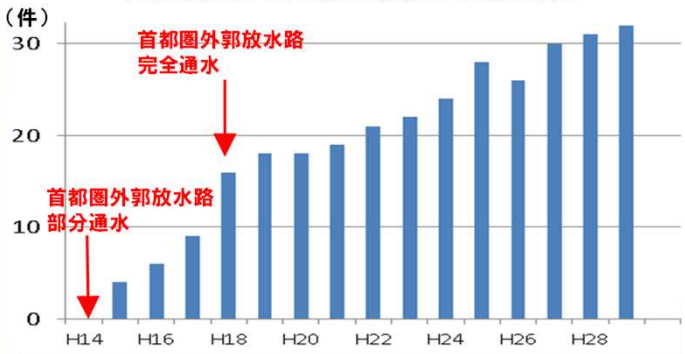

<流通関係企業の声>
外郭放水路が通っているため、水害の発生の危険性がないと考え災害にも強いまちであると実感しております。（春日部市HPより）

整備前（2000年）

整備後（2014年）

首都圏外郭放水路整備後に立地した物流倉庫、ショッピングセンター等　産業指定区域

V 事業効果

経済効果

まつえほりかわ 松江堀川浄化事業（島根県）

松江市の中心部を流れる堀川の浄化対策を国、県、市及び地域住民が連携し実施、平成９年には堀川遊覧船が就航しました。また、水辺を活かしたまちづくりを県と市が一体となり推進します。

事業の概要

松江堀川の水質改善を図るため、国により導水事業を実施するとともに、県及び市により浚渫を実施しました。

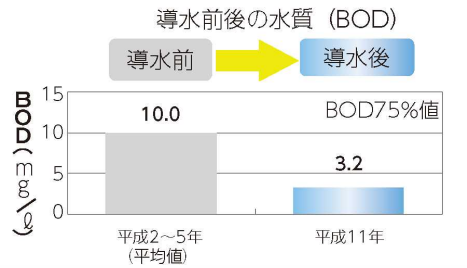

昭和40年代　水質汚濁が深刻な堀川

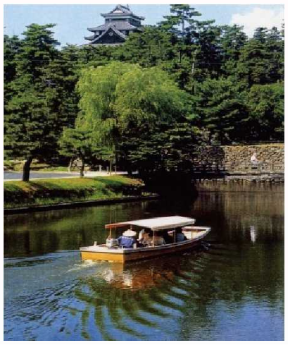

平成9年 遊覧船就航
（年間30万人が利用）

浄化導水のルートと遊覧船のコース

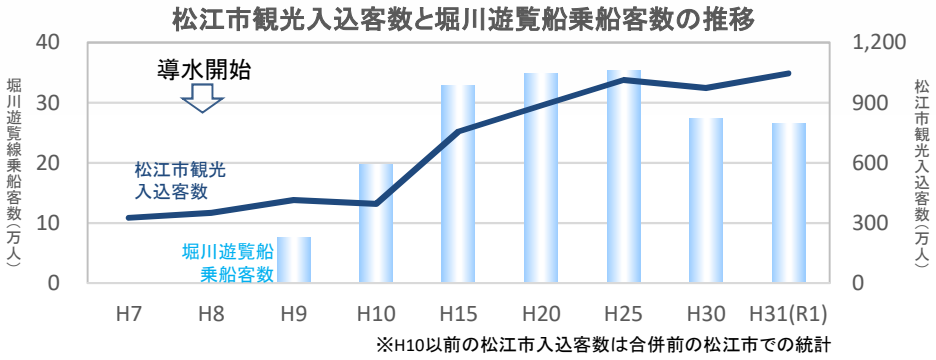

※H10以前の松江市入込客数は合併前の松江市での統計

まるやま 円山川直轄河川改修事業（兵庫県）

かつてコウノトリが生息していた頃のような多様な生物の生息する生態系の回復を目指すことを目的に、豊岡市等の事業と連携して円山川の湿地環境再生と生態系ネットワーク再生に取り組んでいます。

洪水に対応できるよう河川敷の掘削

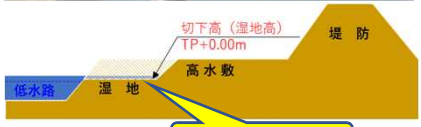

- 河川改修では、河川敷を浅く広く切り取ることで、湿地を再生しました。
- 周辺の水田ではコウノトリの餌となる生き物を育む無農薬、減農薬農法を採用しました。
  その結果、訪れるコウノトリの増加に加え、ブランド米「コウノトリ育む米」など高付加価値により経済波及効果を発揮しました。

円山川の湿地面積の推移と野外にいるコウノトリの数

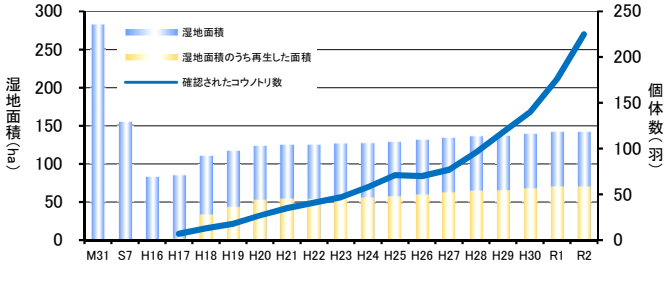

「コウノトリ育む米」の売上高の推移

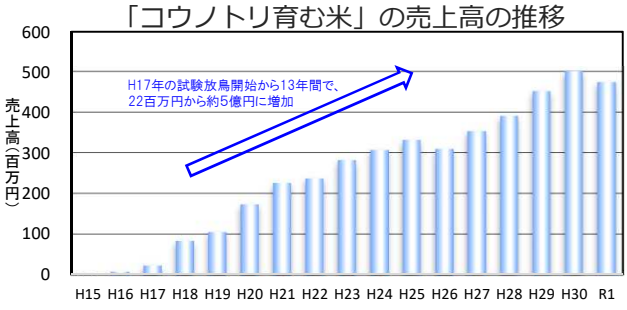

V 事業効果

経済効果

信濃川（新潟県）

新潟市の信濃川やすらぎ堤では、管理用通路や高水敷の整備に合わせ、民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする都市・地域再生等利用区域を活用し、世界的なアウトドアメーカーが区域全体のマネジメントを担い、オープンカフェなどの商業活動等と一体となった水辺の賑わいを創出します。

ヨガやピラティス、ＳＵＰなど様々なイベントも開催

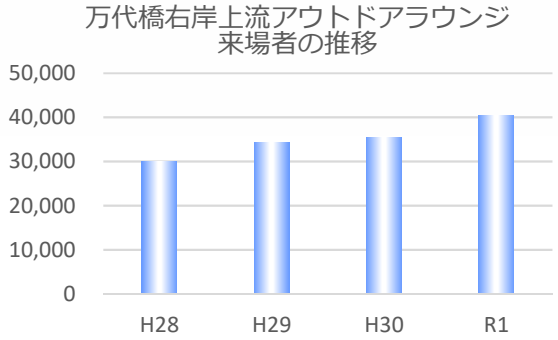

最上川（山形県）

長井市では、市街地を流れる最上川を活かしたまちづくりを展開しています。行政、住民、民間企業、河川管理者等が連携して、回遊ルートの確保やイベントの開催等を行うことで水辺の賑わいが創出され、観光客を誘導し、地域の観光振興、地域の活性化が推進されます。

河川管理者の取組

・階段護岸の整備、低水護岸の整備、管理用通路の整備

地域の取組

- 観光ボランティアと連携した案内
- 観光協会等による催し物開催
- 休憩施設や案内板の整備
- NPOによるフットパスガイドマップの発行
- 市民協力による商屋跡やトイレなどの開放

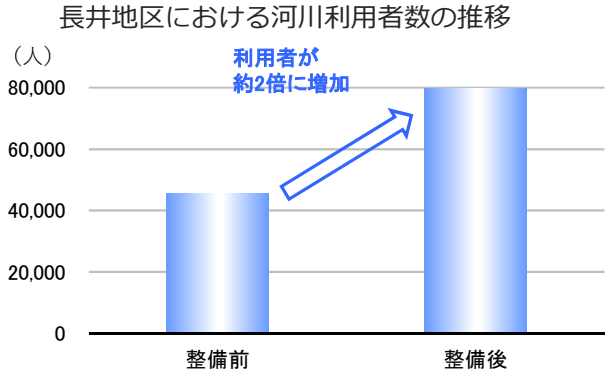

Ⅵ その他

日本の河川概要

全国の河川の内訳（平成31年4月現在）

河川管理上の区別

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系（109水系） 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。	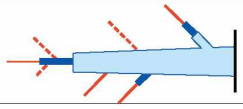	一級河川（14,066河川） 大臣管理区間 指定区間 準用河川 普通河川	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系（2,711水系） 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川（7,083 河川） 準用河川 普通河川	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 普通河川	市町村長 地方公共団体

法河川指定延長

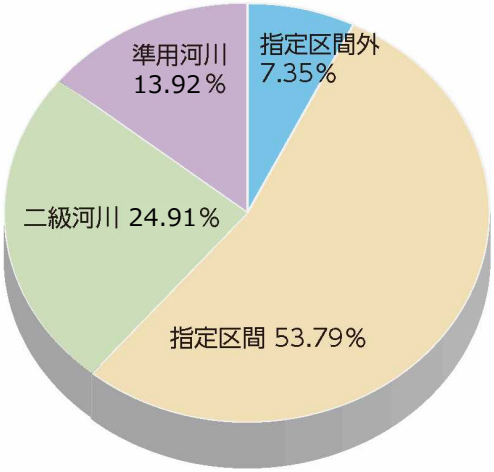

地方整備局等別一級河川延長

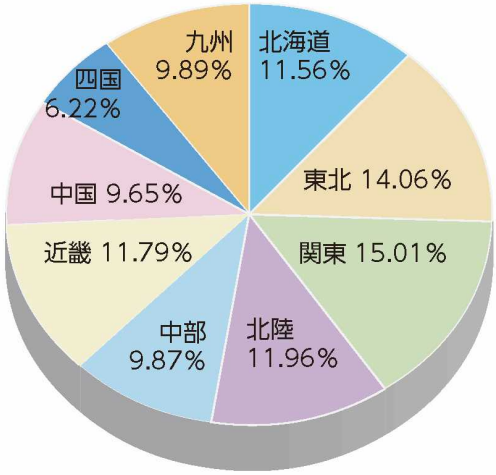

都道府県別二級河川延長

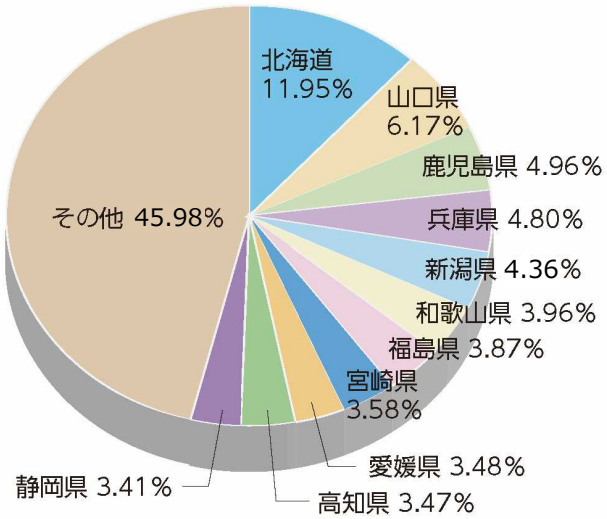

都道府県別準用河川延長

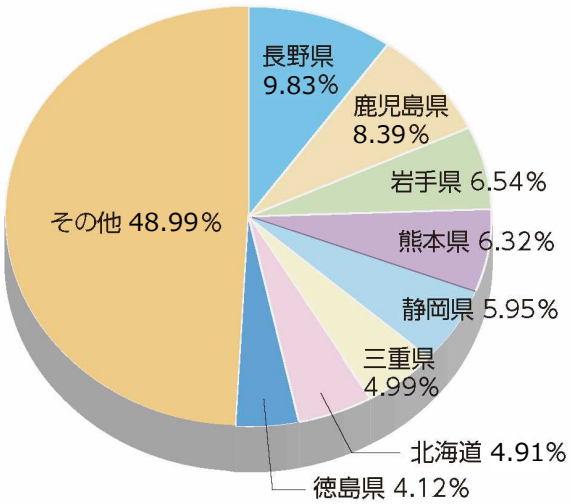

Ⅵ その他

川のことば・基礎知識

治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここにあります。
しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限にくい止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

河川一般

流　域（りゅういき）
降雨や雪解け水などが地表や地下を通って、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水　系（すいけい）
同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）
河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本　川（ほんせん）
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支　川（しせん）
本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）
河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。

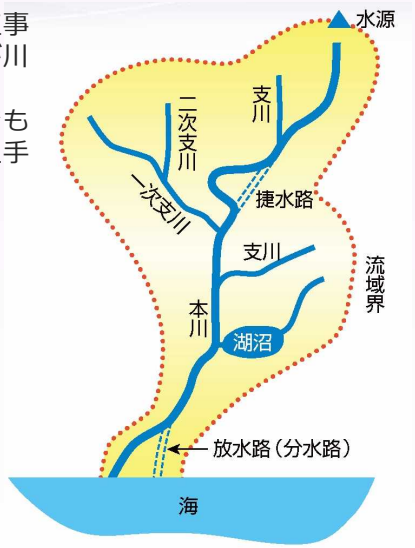

樋管

樋門

水門

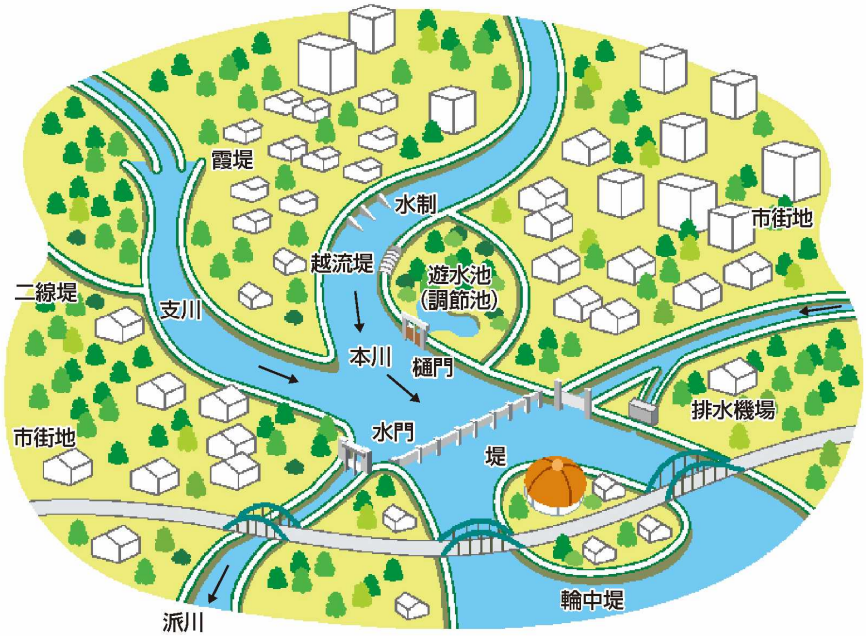

霞堤（かすみてい）
堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、また上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）
万一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門
（ひもん・ひかん・すいもん）
堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。

排水機場（はいすいきじょう）
洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）
農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）
ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曽三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）
洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで水害を抑制します。

遊水地・調節池
（ゆうすいち・ちょうせつち）
洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水地」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）
河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

川のことば・基礎知識

水位の知識とチェック法

水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」とは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は当然高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、常に観測されています。

水位の見方

右図は一級河川の水位観測場所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表わし方を見てみましょう。河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点［＝零点（ぜろてん）］からの高さで表わし、この基準点から1m低ければ－1.0m、逆に1m高ければ1.0mと表現します。また、水位はその高さによって、いくつかの設定水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決められています。いざというときのためにも、住んでいるところの近くの基準点の設定水位を調べておくとよいでしょう。

ある水位観測所の場合

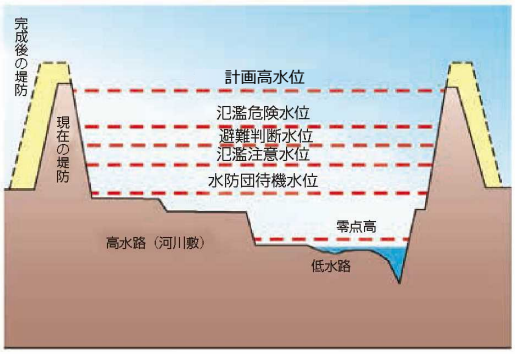

洪水予報河川

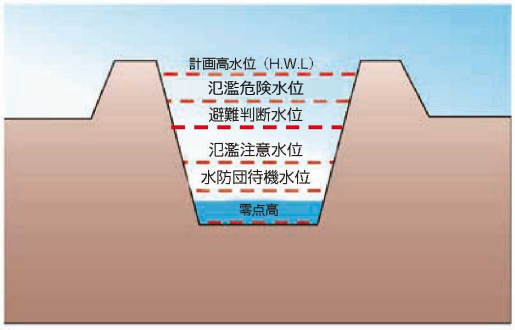

水位周知河川

水位に関する用語の解説

① 計画高水位（＝H.W.L）
河川の計画を立てるときの基本となる水位です。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位です。

② 氾濫危険水位（危険水位）
洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがある水位。氾濫危険水位（危険水位）に達する恐れがある場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ氾濫警戒情報（洪水警報）を発表します。

③ 避難判断水位（特別警戒水位）
市区町村長が避難勧告等を出す判断の目安の一つとなる水位です。

④ 氾濫注意水位（警戒水位）
洪水に際し、水防活動の目安となる水位。氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

⑤ 水防団待機水位（指定水位）
洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。水防団待機水位（指定水位）に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

⑥ 洪水予報河川
流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じる恐れがある河川で水位の予測を行い氾濫警戒情報（洪水警報）等の情報を出す河川です。

⑦ 水位周知河川
洪水予報河川以外の河川のうち、主要な中小河川で避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

天気予報のチェックポイント

天気予報で“河川流域の大雨・洪水”情報を得る

Point 1 気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「○○県で△△mmの雨が降っています」「○○県南部に大雨・氾濫警戒情報（洪水警報）」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point 2 累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「○○地点で（の雨量）時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、○○で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

Point 3 氾濫注意情報（洪水注意報）と氾濫警戒情報（洪水警報）

気象庁と国土交通省または都道府県は、共同で洪水のおそれがあると認められるときは、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）を発表します。大雨が降ったときには、テレビ、ラジオなどで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

災害のおこる恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる恐れがある場合	警　報

法改正の経緯

河川法の改正の経緯

平成９年の河川法の改正

豊かで美しい河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。

地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。

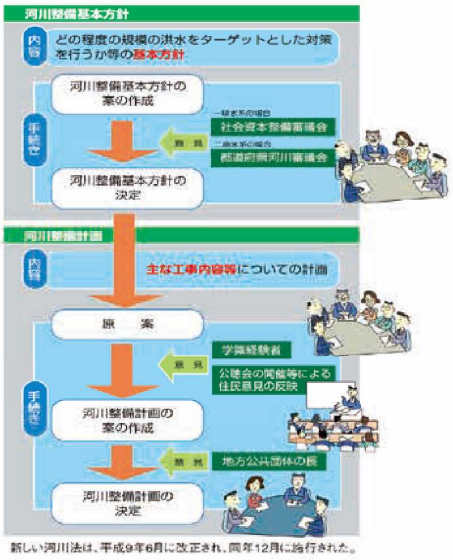

新しい河川法は、平成9年6月に改正され、同年12月に施行された。

主な河川法の改正（これまでの経緯）

改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
１９７２年 (昭和４７年)		➢ 準用河川の指定対象の拡充	➢ 流況調整河川制度の創設	➢ 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
１９８７年 (昭和６２年)		➢ 市町村長の権限代行による工事等の制度の創設		
１９９１年 (平成３年)		➢ 高規格堤防特別区域制度の創設		
１９９５年 (平成７年)		➢ 河川立体区域制度の創設		➢ 簡易代執行制度の創設
１９９７年 (平成９年)	➢ 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加	➢ 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 ➢ 樹林帯制度の創設 ➢ 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設	➢ 異常渇水時における円滑な水利使用の調整を実施するための制度の創設	➢ 簡易代執行制度の拡充
２０００年 (平成１２年)		➢ 政令指定都市の長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 ➢ 市町村長が河川工事等を一級河川の直轄管理区間においてもできるよう措置		
２０１３年 (平成２５年)	➢ 目的規定等において「津波」への対応を明記	➢ 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 ➢ 河川協力団体制度の創設等	➢ 従属発電に係る水利使用について登録制度の創設	➢ 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力等
２０１７年 (平成２９年)		➢ 国土交通大臣による権限代行制度の創設		

Ⅵ その他

法改正の経緯

水防法の改正（これまでの経緯）

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 （水防法制定） （昭和24年）	◆ 地先の水防	➢ 水防の責任の明確化（市町村に第一義的責任） ➢ 水防団の設置 ➢ 巡視等現地の水防活動を規定			
1955年 （昭和30年）	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		➢ 洪水予報を新設（国管理河川） ➢ 水防警報を新設（国及び都道府県管理河川）		
2001年 （平成13年）	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		➢ 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	➢ 浸水想定区域の指定を新設（洪水予報河川）	浸水想定区域内の市町村地域防災計画 ➢ 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ➢ 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定
2005年 （平成17年）	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ 氾濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	➢ 水防協力団体制度を新設	➢ 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知河川） ➢ 大河川における氾濫水の予報を新設	➢ 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	➢ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 ➢ 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ➢ ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 （平成23年）	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	➢ 水防団員の安全確保を規定 ➢ 特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 （平成25年）	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	➢ 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力 ➢ 水防協力団体の指定対象の拡大	➢ 洪水予報等の関係市町村への通知を想定		➢ 浸水想定区域内の事業所等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 （平成27年）	◆ 想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減	➢ 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力	➢ 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知下水道、水位周知海岸）	➢ 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ➢ 想定最大規模の雨水出水（内水）及び高潮に係る浸水想定区域制度を新設	➢ 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 ➢ 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定（努力義務）
2017年 （平成29年）	◆ 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現	流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設 ➢ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ➢ 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設		➢ 市町村長による浸水実績等の把握・周知の制度を創設	➢ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化

Ⅵ その他

河川イベント情報

河川行事概要

1 2 3 4 ・・・9 10 11 ・

5

水防月間

5月1日～5月31日
（北海道においては6月1日～6月30日）

国民に水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とします。

総合治水推進週間

5月15日～5月21日

総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に協力に展開する事により、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とします。

6

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を協力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とします。

がけ崩れ防災週間

6月1日～6月7日

土砂災害防止月間中の6月1日～6月7日までの1週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施します。

7

7月7日は「川の日」です

河川愛護月間

7月1日～7月31日

身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とします。

海岸愛護月間

7月1日～7月31日

気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とします。

森と湖に親しむ旬間

7月21日～7月31日

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とします。
（林野庁、都道府県、市町村と共催）

8

水の日・水の週間

8月1日　8月1日～8月7日

年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月1日を「水の日」（水循環基本法）8月1日～7日を「水の週間」として、水に関する様々な啓発行事を実施し、健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深めることを目的とします。

12

雪崩防災週間

12月1日～12月7日

我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。
このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とします。

鬼怒川・小貝川かわまちづくり

河川事業概要

2021